



滋賀県地域福祉支援計画

令和3年（2021年）10月
滋賀県

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
5 計画の推進体制	
6 用語の定義	
7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係	
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状	7
第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）	30
第4章 基本理念と基本方針	32
1 基本理念	
2 基本方針	
第5章 今後取り組むべき重点事項	35
1 地域福祉をめぐる課題等	
2 重点的に取り組む事項	
第6章 取組の内容	36
1 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進	
(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等	
①複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体体制）整備の推進	
②新型コロナウイルス等感染症と地域づくり	
(2)地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進	
①参加・活動の場、居場所づくり	
②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進	
③民生委員・児童委員活動の環境整備	
④活動資金の確保と有効活用	
⑤ボランティア活動の推進	
⑥社会福祉法人の公益的な取組の推進	
(3)福祉意識の向上と次世代育成	
①ノーマライゼーション理念の普及啓発	
②インクルーシブ教育の推進	
③生涯にわたる福祉教育の推進	
④多様性の尊重	

(4)ユニバーサルデザインの推進

- ①ユニバーサルデザインの普及啓発
- ②情報アクセシビリティの向上促進

2 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

(1)様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

(2)新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

(3)災害時要配慮者の避難支援の推進

- ①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定
- ②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施
- ③避難所における福祉的配慮の推進
- ④福祉避難所の機能確保

(4)利用者の権利擁護

- ①権利擁護の啓発・理解促進
- ②地域福祉権利擁護事業の推進
- ③成年後見制度の利用促進

(5)苦情解決の仕組み

- ①事業者の苦情解決体制の整備
- ②適切な苦情解決の促進

(6)福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- ①健康福祉サービス評価システムの推進
- ②社会福祉法人の情報公開の推進
- ③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

(7)社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

(8)滋賀ならではの地域養護の取組の検討

3 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進

(1)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

(2)専門職の確保・育成・定着

- ①若者の進路選択支援
- ②多様な人材の参入促進
- ③福祉職場への定着促進
- ④職場環境の改善
- ⑤社会福祉関係者の資質向上

(3)福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

- ①ノーマライゼーション理念の普及啓発
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

④多様性の尊重

第7章 計画に係る指標	65
第8章 計画の進行管理	65
参考資料	67
用語の解説	73

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

本県では、平成28年（2016年）3月に「滋賀県地域福祉支援計画」（計画期間：平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））を策定し、市町の地域福祉の推進の支援に取り組んできました。この間、少子高齢化がさらに進展し、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化に伴い、地域住民相互の関心・理解が低下し、社会的孤立・社会的排除問題等が深刻化しています。社会的孤立・社会的排除は、生活・福祉課題の発見の遅れや、生活困窮などの大きな問題につながっています。このような状況の中、これまでの福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、複合・複雑化した地域生活課題への対応が重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大切な命が失われ、経済活動をはじめ社会にも大きな影響を与えました。また、休業等による収入の減少や失業等による生活困窮者の急増や感染者、医療従事者等に対する差別や人権侵害が起きています。特に、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、子ども、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等への社会的・経済的影響は甚大で、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、国においては、だれもが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした、法整備等の改革が進められており、各制度の狭間にいる人への支援や複合・複雑化した地域生活課題を抱える本人および世帯への支援を適切に行うため、対象者の属性等で分けられた相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

こうした社会情勢の変化や国の動向を踏まえて県としての的確に対応し、今後とも、市町の地域福祉の推進を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

2 計画策定の趣旨

滋賀県地域福祉支援計画は、国の動向、県の基本構想、地域福祉における課題等を踏まえ、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、だれもが役割を持ちその人らしく活躍できる地域共生社会を実現していくための計画として策定するものです。

加えて、以下のような趣旨をもって策定しています。

- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じて住民自治を進めるための計画として策定します。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「くらし」を守ることに資する計画として策定します。
- 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する計画として策定します。
- 子どもの笑顔を増やすための「すまいる・あくしょん」の視点で計画を策定します。

3 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

を一体的に定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等¹と整合および連携を図りながら定めるものです。

¹ 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、滋賀県保健医療計画、滋賀県人権施策推進計画、滋賀県多文化共生推進プラン

4 計画の期間

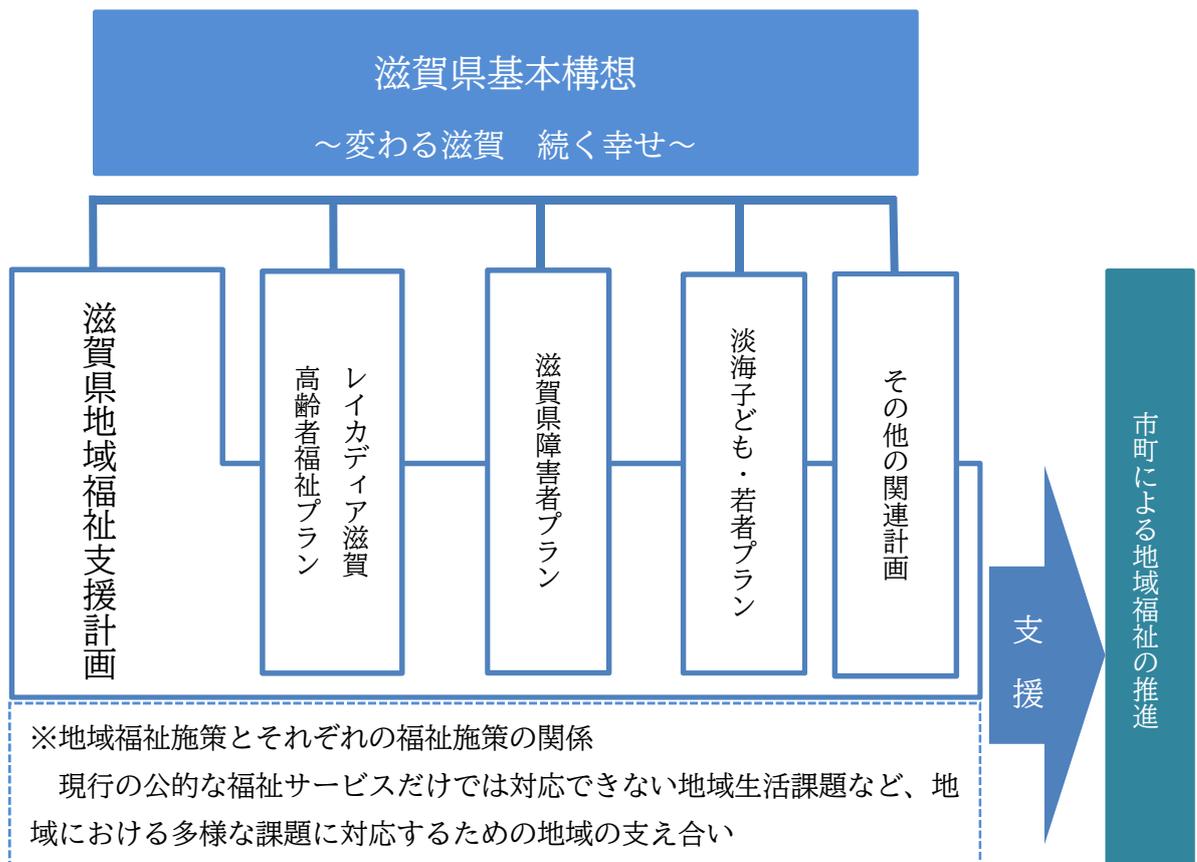
この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

5 計画の推進体制

この計画は、各市町における地域福祉の推進に係る取組を支援するものであることから、市町との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組状況や成果を把握します。

また、計画の取組状況を滋賀県社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、必要な支援を効果的に進めます。

（参考）他の計画との関係



6 用語の定義

この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

◆ 地域福祉

地域社会のなかで、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安全で安心した生活（暮らし）を送ることができるような状態を公私協働でつくっていくことです。

◆ 地域

高齢者、障害者、子どもといった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合い、ともに参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場です。

※ 次に掲げるような、住民の生活実態等に応じて、自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区、市町域、県域など、様々な区域があります。これらは必ずしも一致しているわけではなく、異なるレベルの区域が重層的に重なり合っています。

- ① 地域住民の具体的な活動の場となる区域
- ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる区域
- ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区域
- ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる区域

◆ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をいいます。

◆ 地域生活課題

地域住民およびその世帯が抱える①福祉（高齢や障害、子ども、生活困窮など）、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、③日常生活を営み、あらゆる分野の活動で参加する機会が確保されるうえでの課題などをいいます。

7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

◆「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）、国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年（2030年）までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められています。本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。



※本計画においては、以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.3	適切な社会保障制度および対策を実施し、県民が健やかで安心できる生活の保障に努める。
2.0	貧困をゼロに
3.0	すべての人に健康と福祉を
4.0	質の高い教育をみんなに
4.2	すべての子どもが質の高い乳幼児の発達支援、ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.5	障害者および脆弱な立場にある子どもなどがあらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
5.1	あらゆる形態の差別を撤廃する。
8.5	だれもの完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達する。
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
10.0	人や国の不平等をなくそう。
10.2	すべての人の能力強化および社会的、経済的、政治的な包含を促進する。
11.0	住み続けられるまちづくりを
11.2	すべての人々に、安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
16.0	平和と公正をすべての人に
17.0	パートナーシップで目標を達成しよう。

◆「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」（令和2年（2020年）10月策定）とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人までだれもが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。



※本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。

こども あくしょん	おとな あくしょん
01 感染症を正しく知って行動しよう	01 正しい情報を選んで伝える
02 今の気持ちを伝えよう	02 子どもの声を聞いて一緒に考える
03 自分も周りの人も大切に	03 心と身体の健康を支え思いやりを育む
04 頼れる人や場所を見つけよう	04 人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる
05 身体を動かしてしっかり遊ぼう	05 のびのびと遊び、育つための環境を守る
06 わくわく感動する気持ちを持とう	06 文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす
07 オンラインを上手に活かそう	07 オンラインを活かすための環境を整備する

「滋賀県地域福祉支援計画」においては、だれもが地域で支え合い、互いに尊重し合い、自分らしくいきいきと生活できるよう、地域福祉を推進し、地域社会の持続的発展を目指すことで、「SDGs」の達成および「すまいる・あくしょん」の推進に貢献します。

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

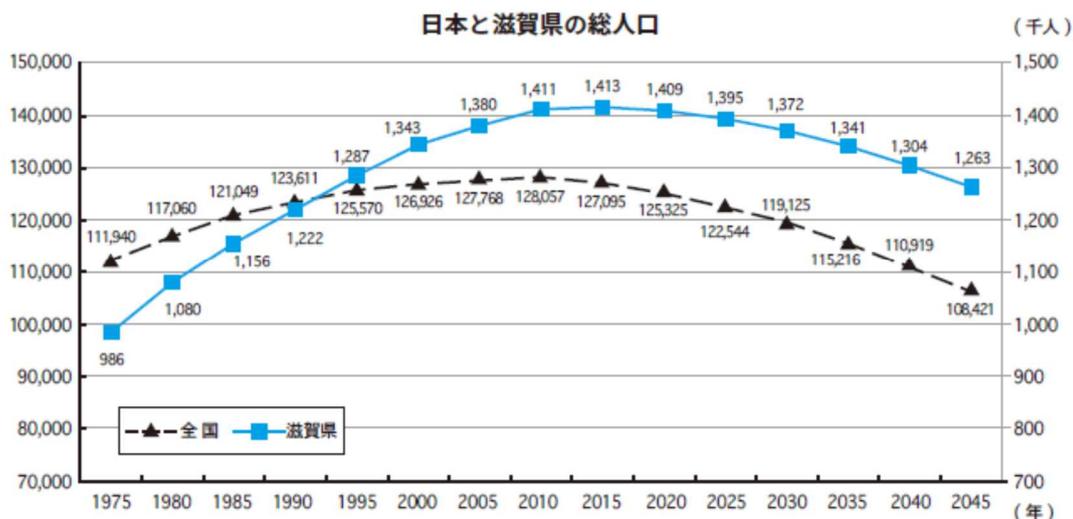
1 社会構造の変化

(1)人口減少

滋賀県の人口は、平成25年（2013年）をピークに、近年は人口減少に転じています。平成25年（2013年）には初めて転出者が転入者を上回り、平成28年（2016年）以降は死亡数が出生数を上回っています。

全国の状況と比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、このまま出生数が減少し若い世代の流出が続いた場合、平成27年（2015年）に約141万3千人であった人口は、令和12年（2030年）には約137万2千人（-2.9%）まで減少、さらに令和27年（2045年）には約126万3千人（-10.6%）まで減少する見込みです。

■人口数の推移（全国、滋賀県）

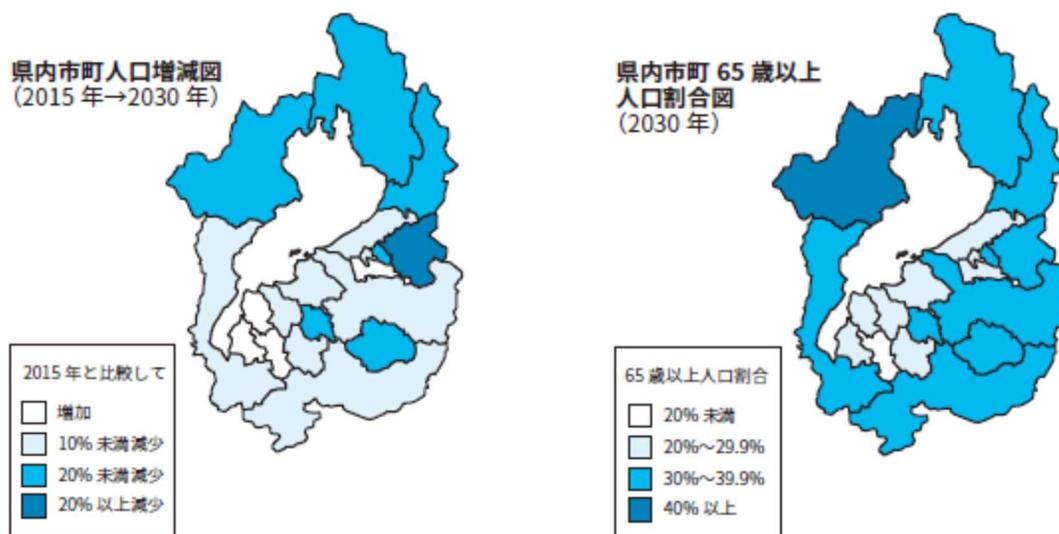


(出典) 滋賀県基本構想 令和元年（2019年）3月

滋賀県全体では全国に遅れて高齢化が進行していますが、既に全国より早いスピードで高齢化が進んでいる地域もあり、県内でも地域により人口動向の状況は二極化する見込みです。

なお、高齢化が緩やかに進んでいる地域においても、今後急速に高齢化が進む見込みです。

■県内市町の人口増減の状況



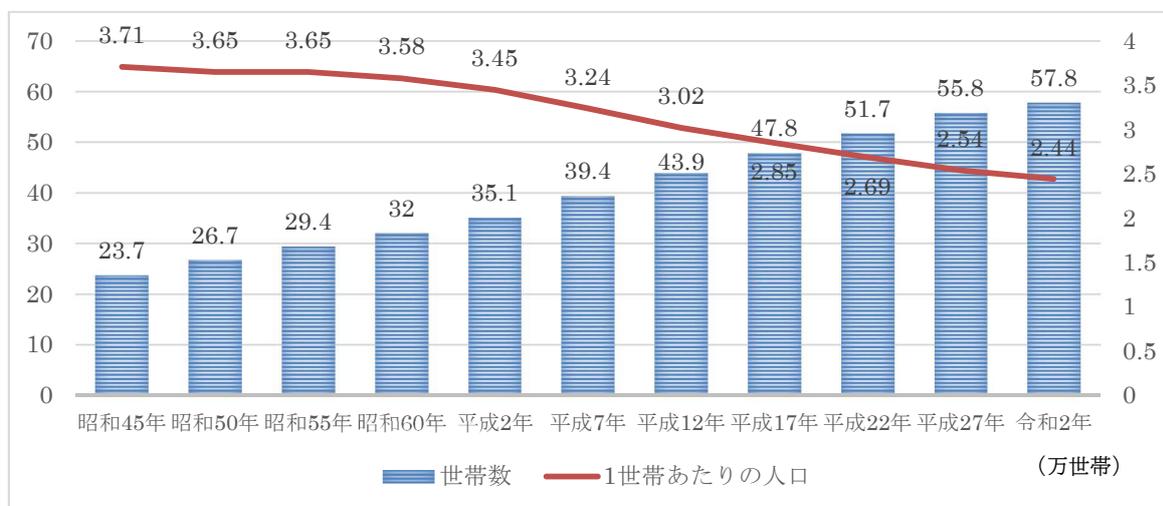
(出典) 滋賀県基本構想 2019年3月

(2)世帯の変化

本県の1世帯当たりの人数は2.44人であり、全国平均の2.27人と比べると多いものの、年々減少してきています。

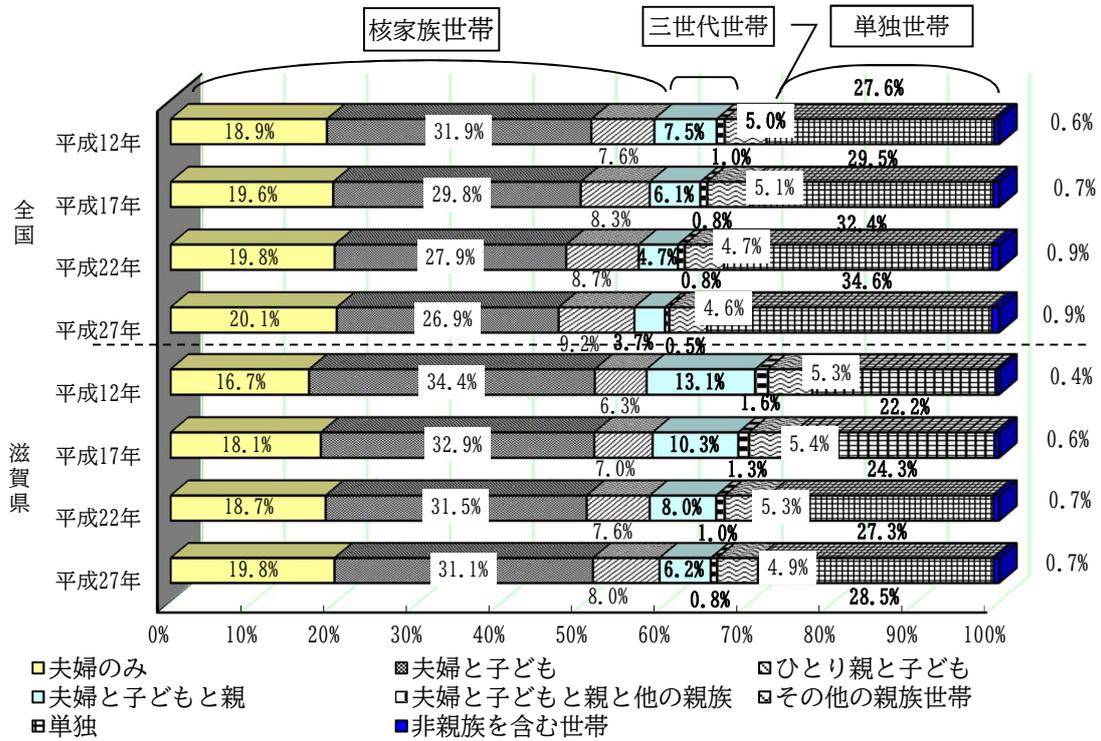
また、「三世代世帯」の構成比が6.2%へと減少する一方、「単身世帯」が28.5%に増加しています。

■世帯数および一世帯あたり人口の推移



(注) 健康医療福祉部健康福祉政策課調べ

■一般世帯の家族類型別世帯数



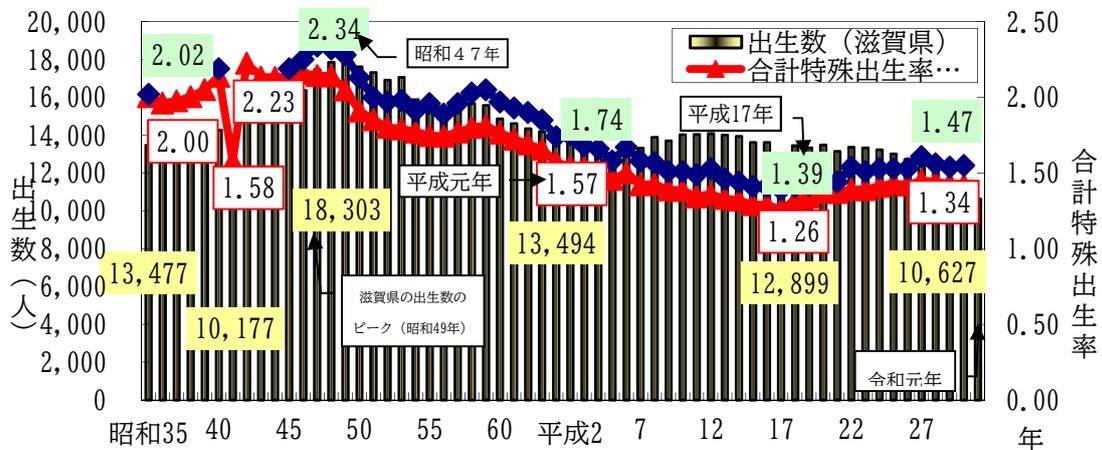
(出典) 国勢調査 (総務省)

2 少子高齢化の進行

(1) 出生率と出生数

令和元年(2019年)の本県の合計特殊出生率は1.47で、全国1.34を上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持するための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となっています。

■出生数、合計特殊出生率の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 65歳以上人口

65歳以上の人口は、令和27年（2045年）頃まで、75歳以上の人口は、令和37年（2055年）頃まで、一貫して増加すると予測しています。

特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年（2040年）頃までに急速に増加することが見込まれます。

図1：65歳以上人口の推計

〔単位：千人・％〕

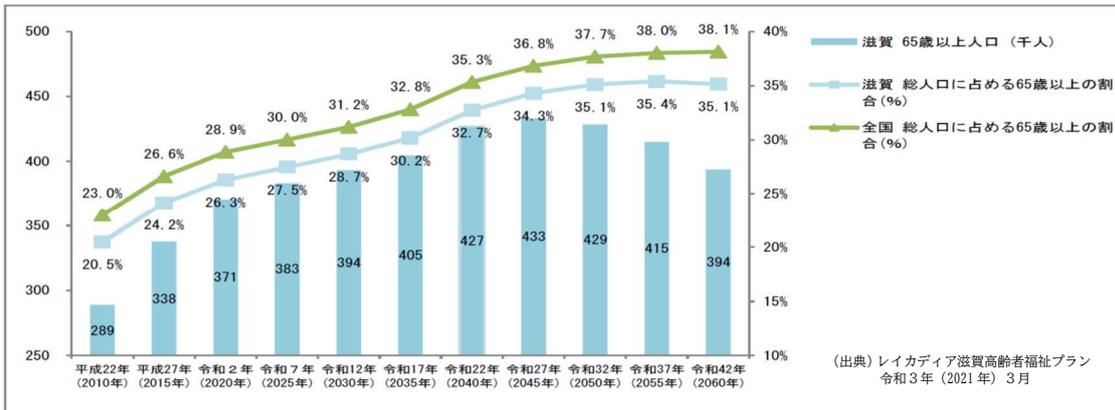


図2：75歳以上人口の推計

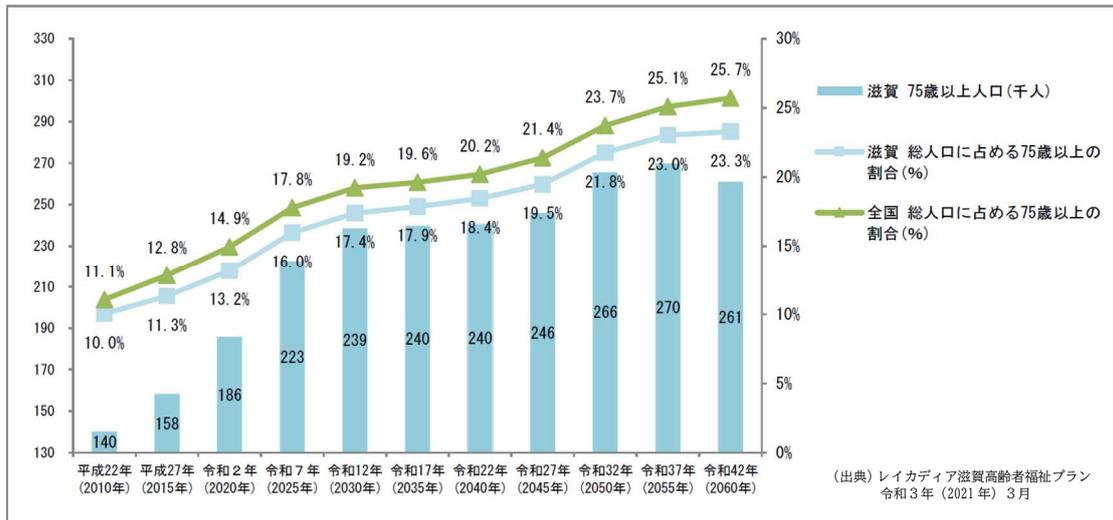
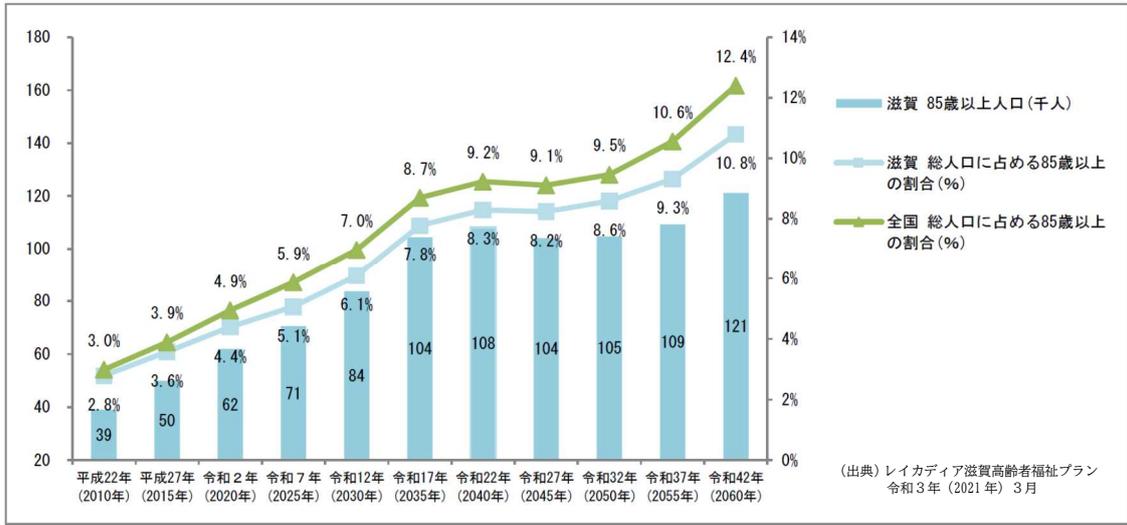


図3：85歳以上人口



3 高齢者の状況

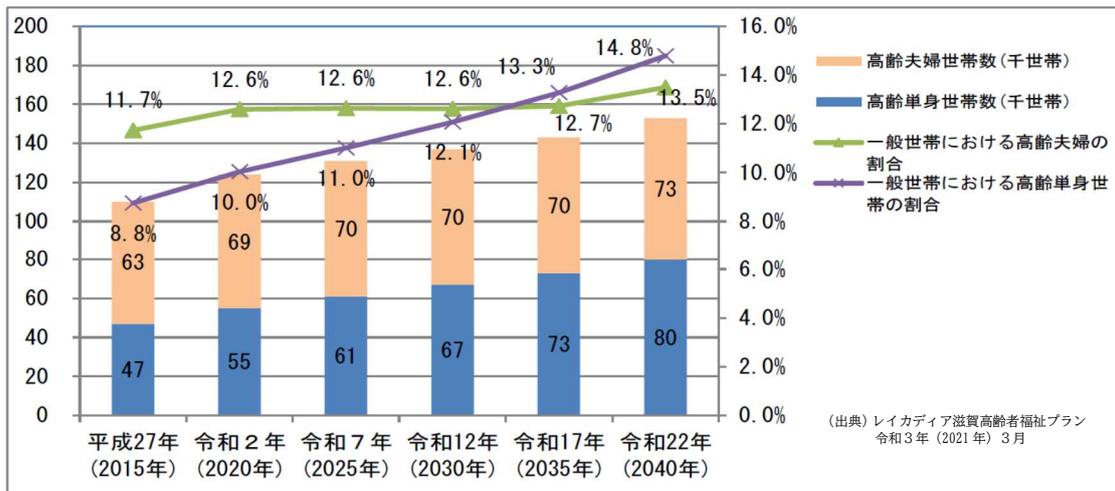
(1) 高齢者世帯

本県の一般世帯数が令和12年(2030年)をピークに減少に転じる中、高齢単身世帯は、大幅に増加していくと見込まれています。

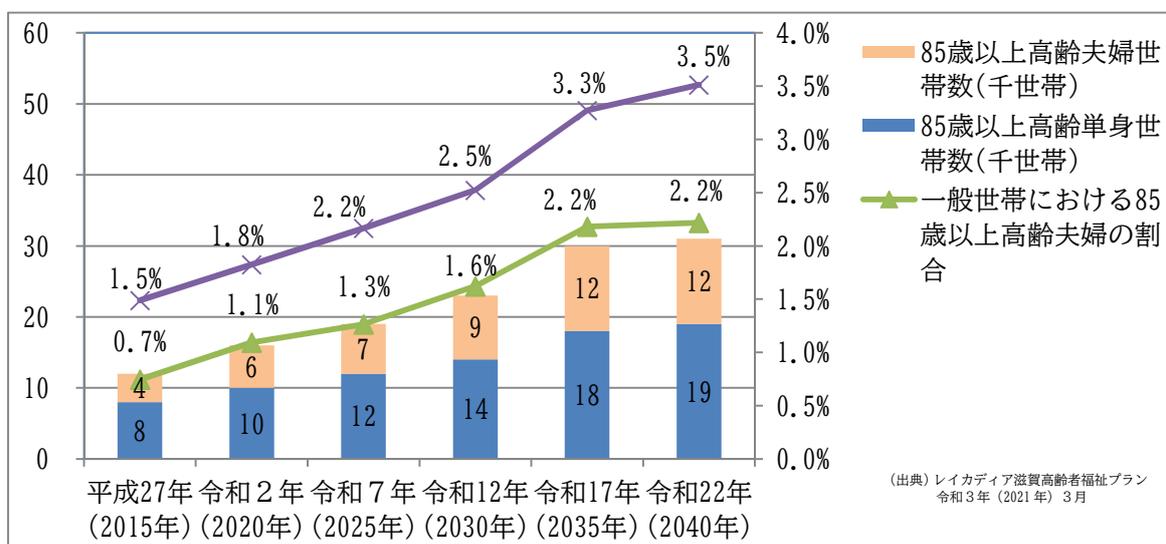
また、85歳以上高齢者の単身世帯数は、令和22年(2040年)には平成27年(2015年)の2倍以上に増加します。同様に、夫婦世帯についても、85歳以上高齢者を世帯主とする夫婦世帯数は3倍程度に増加することが見込まれています。

■高齢者世帯の推計

①滋賀県の高齢者世帯の推計(65歳以上人口)



②滋賀県の高齢者世帯の推計（85歳以上人口）

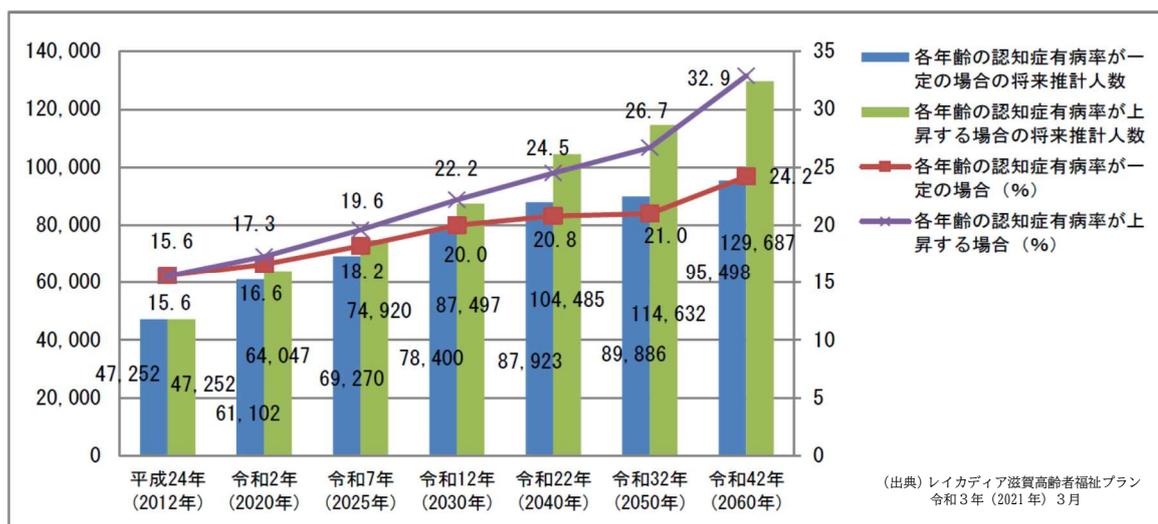


(2) 認知症高齢者

認知症高齢者数は65歳以上の人口の増加に伴い増加すると予測されます。

滋賀県の認知症高齢者数は、令和7年(2025年)に約7万人、令和22年(2040年)には約10万人と推計され、高齢者の4人に1人は認知症になると見込まれます。

■滋賀県における認知症高齢者数と有病率の推計



注：認知症の有病率（認知症が発症する人の割合）は生活習慣病（糖尿病）の有病率の影響を受けるとされており、「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、令和42年（2060年）までに糖尿病の有病率が20%増加すると仮定した場合の推計を示す。

(3) 介護職員の状況

介護ニーズが増加する見通しの一方で、生産年齢（15歳以上65歳未満）の減少が見込まれます。国の需給推計によると、本県において、令和7年度（2025年度）に約3,200人の介護職員が不足するとの見込みになっています。

(4) 高齢者虐待

19市町の養護者や施設での高齢者虐待についての通報・相談件数は増加傾向にあり、背景として高齢者虐待に関する認識の浸透があるものと考えられます。

令和元年度（2019年度）、県内の19市町で受け付けた通報・相談件数は、648件でした。虐待の種別・類型は、身体的虐待が254人（65.4%）と最も多く、次いで心理的虐待が156人（40.2%）、介護等放棄が83人（21.4%）、経済的虐待が48人（12.4%）でした。

■ 高齢者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■ 高齢者虐待の種別・類型（令和元年度（2019年度））（複数回答）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	254人	156人	83人	48人	0人
割合	65.4%	40.2%	21.4%	12.4%	0%

(注) 割合は、被虐待者の総数に対するもの
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

4 障害者の状況

(1) 障害者数

県内の身体障害者手帳所持者数、知的障害者療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は、以下のとおりです。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
身体障害者手帳 所持者数（人）	53,617	53,679	54,178	54,481	53,745	53,975
知的障害者療育手帳 所持者数（人）	12,432	13,080	13,524	14,202	14,771	15,317
精神障害者保健福祉 手帳所持者数（人）	8,447	9,024	9,662	10,449	11,175	11,710

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 障害福祉サービス利用者数（当該月に各サービスを利用した数）

障害福祉サービス等の利用者および暮らしにかかわる各サービス利用者は、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、以下のように推移しています。

■障害福祉サービス利用者数（当該月に各サービスを利用した人数）の推移

サービス種別	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月時点)	令和元年度 (令和 2 年 3 月時点)
障害福祉サービス全体 ※訓練等給付を含む全サービスの支給決定者数	10,596 人	11,242 人
訪問系サービス（居宅介護等）	3,438 人	3,452 人
生活介護	2,837 人	3,153 人
療養介護	254 人	309 人
短期入所（福祉型）	673 人	976 人
短期入所（医療型）	146 人	147 人
共同生活援助	1,157 人	1,385 人
施設入所支援	948 人	963 人

(出典) 滋賀県障害者プラン 2021 令和 3 年 3 月

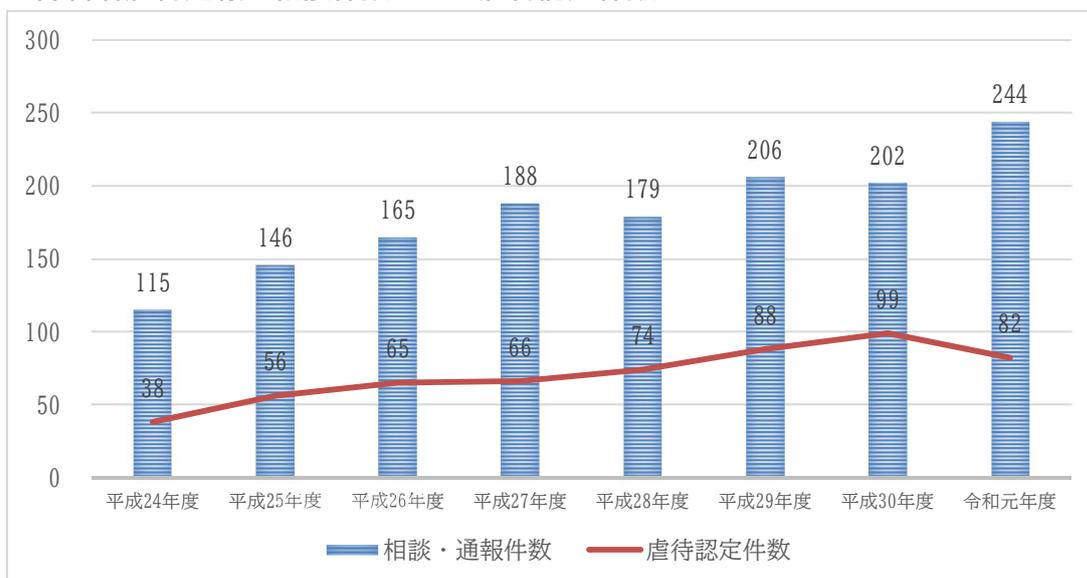
(3) 障害者虐待

滋賀県・管内市町に対する障害者虐待に係る通報・相談件数は増加傾向にあります。

令和元年度（2019年度）、県内19市町および県で受け付けた通報・相談件数は244件でした。

また、使用者虐待を除く、虐待の種別・類型は、身体的虐待が50人（61.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が25人（30.5%）、経済的虐待が14人（17.1%）、放棄・放置が8人（9.8%）、性的虐待が2人（2.4%）でした。

■ 障害者虐待通報・相談件数および虐待認定件数



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

■ 障害者虐待の種別・類型（令和元年度（2019年度））（複数回答）

	身体的虐待	心的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
人数	50人	25人	14人	8人	2人
割合	61.0%	30.5%	17.1%	9.8%	2.4%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの

（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

(4) 特別支援学校の幼児児童生徒

県内の特別支援学校は、令和3年度（2021年度）から17校となっています。

幼児児童生徒数は、令和2年（2020年）5月1日現在2,211人で、前年度に比べ14人減少しました。

■特別支援学校の校数・幼児児童生徒数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

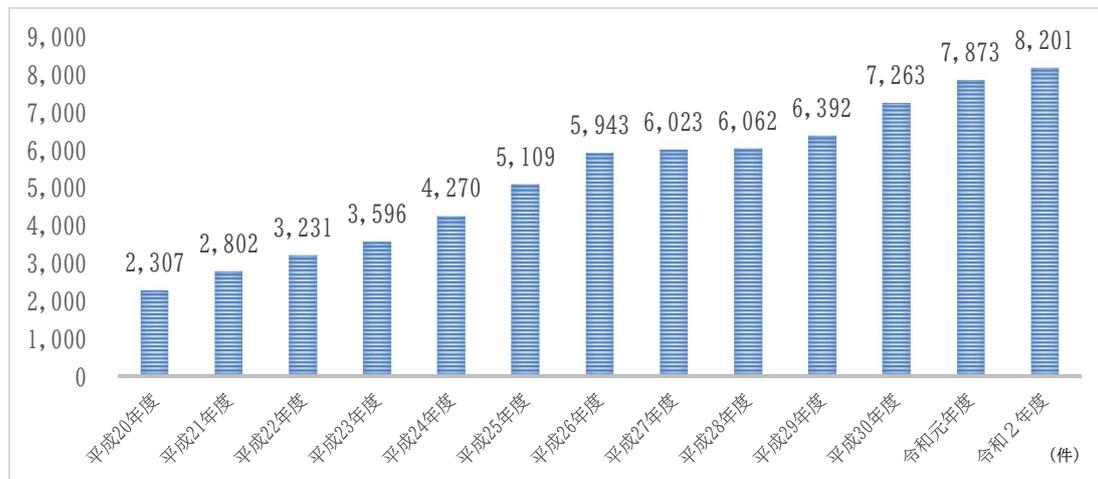
5 子どもの状況

(1) 児童虐待相談

子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）および19市町の児童虐待に関する相談対応件数は、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に年々増加しています。

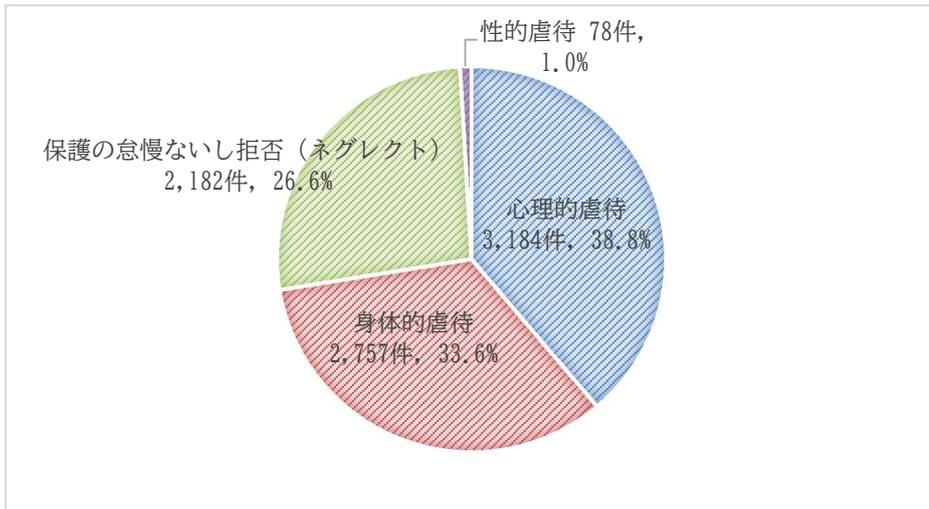
虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものも増加傾向にあり、また、一見ただけでは掴みにくい「ネグレクト」も約3割となっていることから、地域社会が、子どもの日常の様子（衣服の衛生状況や摂食の状況等）を注視して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発）等の取組や、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談対応件数が増加していると考えられます。

■児童虐待相談対応件数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■児童虐待種別（令和2年度（2020年度））

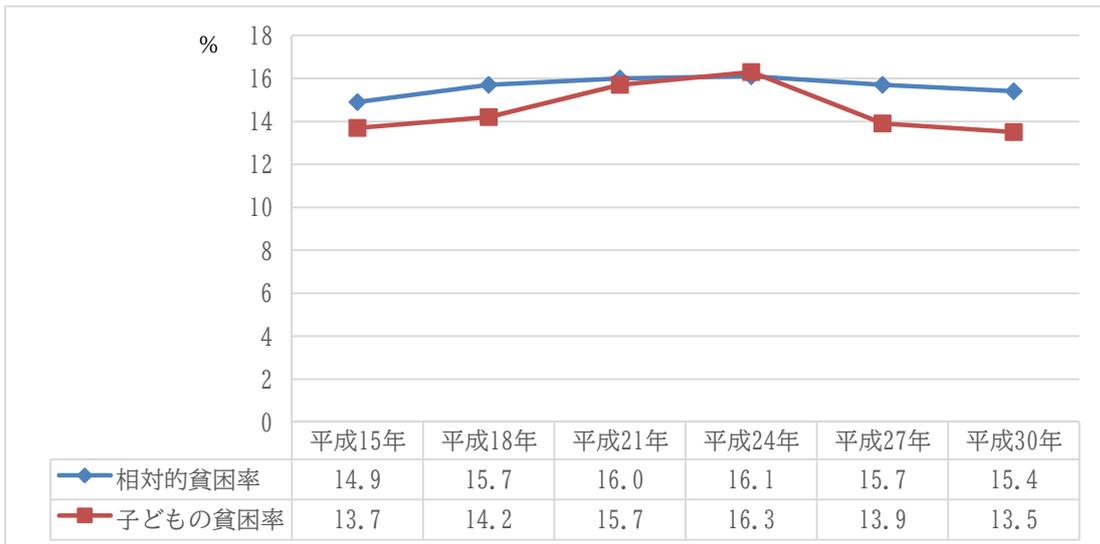


（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 子どもの貧困率

子どもの貧困率については、平成24年（2012年）の過去最悪の数値16.3%が平成27年（2015年）には13.9%に、平成30年（2018年）には13.5%に減少していますが、約7人に1人は貧困状態にあります。

■相対的貧困率の年次推移

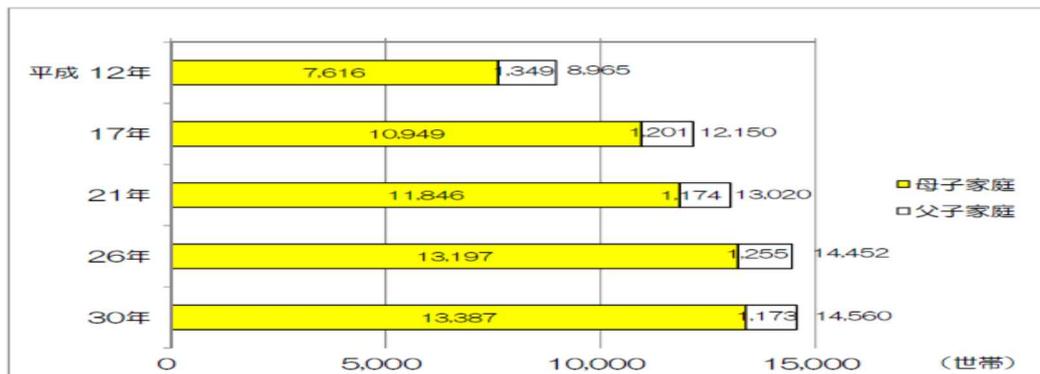


（出典）厚生労働省 国民生活基礎調査結果

(3) ひとり親家庭の状況

県内のひとり親家庭の世帯数は平成30年（2018年）4月現在で14,560世帯（母子家庭13,387世帯、父子家庭1,173世帯）と増加しています。

■ひとり親家庭等の世帯数の推移



(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年（2020年）3月

(4) 社会的養護

滋賀県には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、その他の施設が1か所あり、令和元年度（2019年度）末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて337人となっており、そのうち里親、ファミリーホームで生活する子どもは107人となっています。

■施設の箇所と措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	52	64			64	57
ファミリーホーム	14	43			43	
小計	66	107	0	0	107	57
乳児院	1	31			31	44
児童養護施設（地域小規模児童養護施設含む）	4	137	8	15	152	33
小計	5	168	8	15	183	77
児童心理治療施設	1	30			30	0
児童自立支援施設	1	11	1	1	12	1
その他の施設等（自立援助ホーム等）	1	5			5	12
小計	3	46	1	1	47	13
合計	74	321	9	16	337	147

※令和元年度（2019年度）末現在

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(5) ヤングケアラー²の状況

令和2年度（2020年度）に、厚生労働省によるヤングケアラーの実態把握のための調査が実施されています。

全国の市町村の要保護児童対策地域協議会を対象にした調査では、「ヤングケアラー」という概念を「認識している」が76.5%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が16.8%、「認識していない」が6.6%となっています。

また、「ヤングケアラー」という概念を認識している要保護児童対策地域協議会に「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしているかという問いに対して、「把握している」が30.6、「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が28.7%「該当する子どもがいない」が40.0%となっています。

さらに、同調査では「ヤングケアラー」と思われる子どもをより正確に把握するため、中学生や高校生に対してのアンケートが実施されており、「世話をしている家族がいる」と回答した中学生が5.7%（約17人に1人）、高校生が4.1%（約24人に1人）となっています。

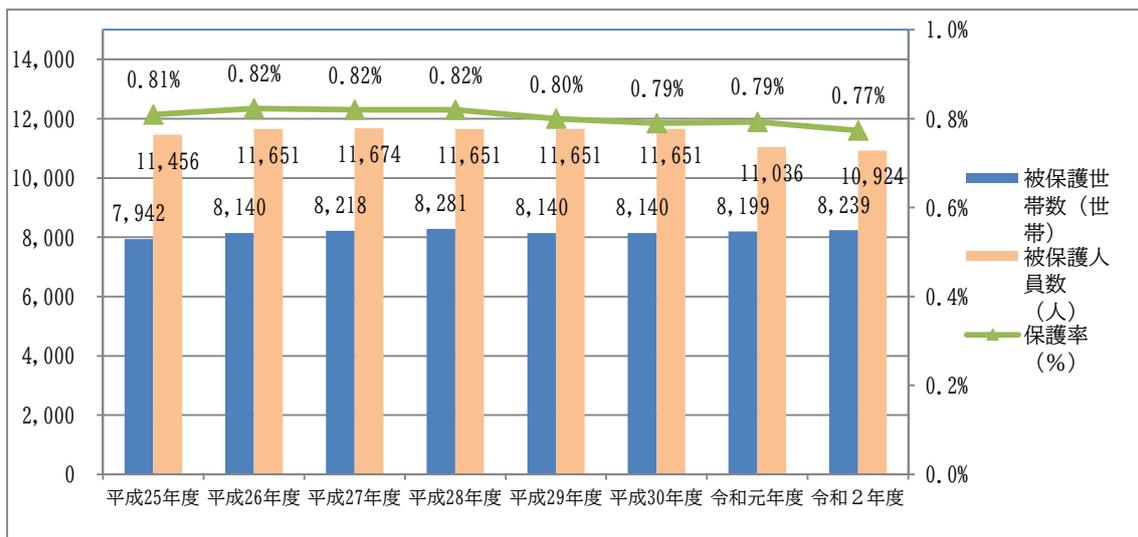
6 生活困窮・ひきこもり・自殺

(1) 生活困窮

○生活保護の状況

被生活保護世帯数は、平成26年度（2014年度）よりほぼ横ばいとなっています。

■被生活保護世帯数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

² ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている児童を指す。

○特例貸付

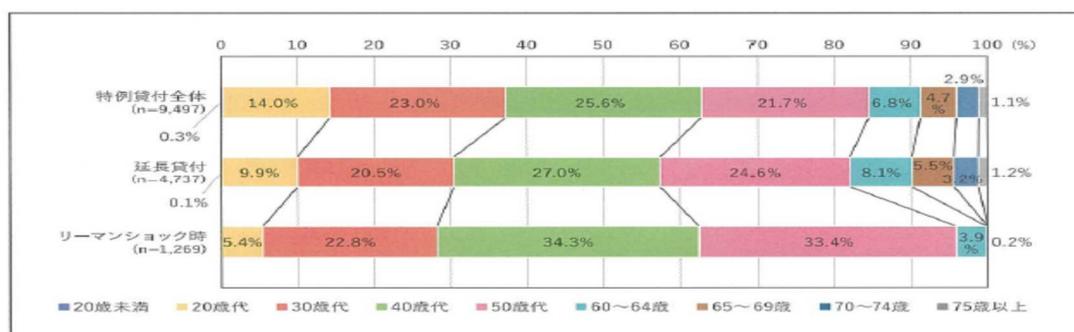
リーマンショック時に比べ、貸付件数、貸付額が大幅に増加しており、コロナ禍の生活への影響はリーマンショック時よりも多くの世帯に及んでいることがうかがえます。

■貸付決定件数と貸付金額

	リーマンショック時3年間 (平成21~23年度)		令和2年3月25日~令和3年5月31日 貸付決定件数	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723千円	15,314件	2,919,551千円
総合支援資金	1,269件	1,390,679千円	13,535件	7,152,026千円
総合支援資金(延長) ³	—	—	7,528件	3,974,810千円
総合支援資金(再貸付) ⁴	—	—	6,383件	3,382,140千円
計	2,427件	1,497,402千円	42,760件	17,428,527千円

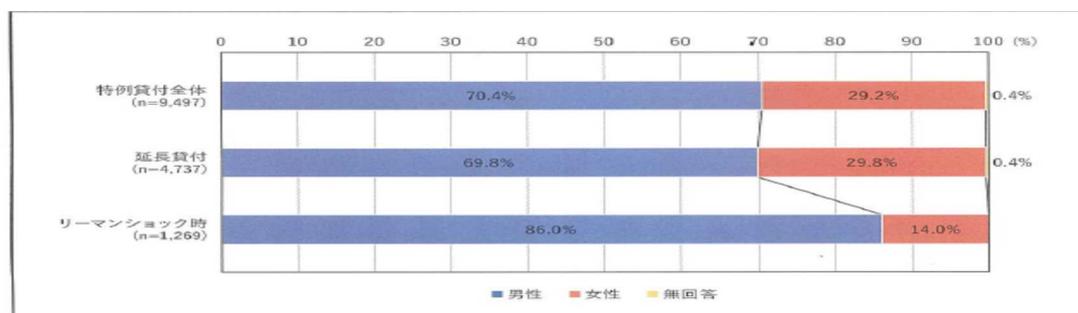
(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

■特例貸付全体・延長貸付・リーマンショック時の利用者の年齢分布



(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

■特例貸付全体・延長貸付・リーマンショック時の利用者の性別の割合



(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

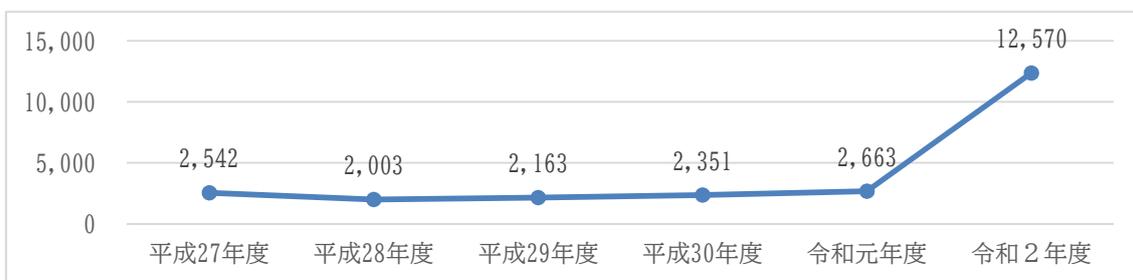
³ 総合支援資金延長貸付：総合支援貸付期間に続き、貸付期間を延長して利用できる制度。

⁴ 総合支援資金再貸付：総合支援資金の貸付終了後、生活が困窮状況にある世帯が自立的相談支援機関での相談や継続的な支援を受けうることが要件に再貸出申請が可能となる制度。

○生活困窮者自立相談⁵件数

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮される方が増加し、相談件数が大幅に増加しました。

■生活困窮者自立相談件数



(件)

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

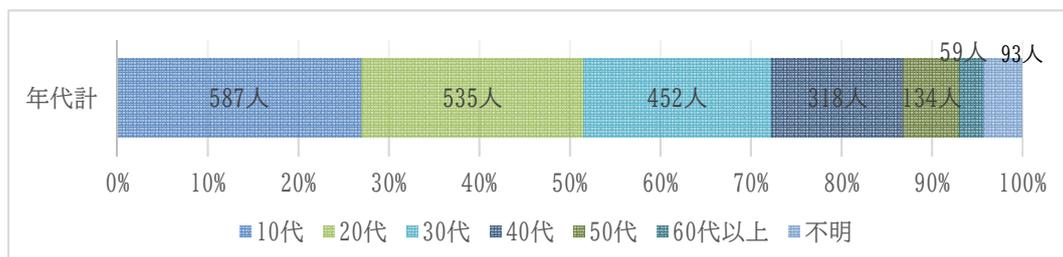
(2) ひきこもり

令和2年度（2020年度）、滋賀県が県内のひきこもりに関わる相談支援を行う機関・団体 292 ヶ所を対象にひきこもり実態調査を実施したところ、令和元年度（2019年度）、ひきこもり状態にある本人 2,178 人へ支援を行ったことが分かりました。

年代別では、10代が 587 人で全体の 27%と最も多く、20代が 535 人で全体の 24%、30代が 452 人で全体の 21%でした。

また、内閣府のひきこもり実態調査⁶結果では、満 15 歳から満 39 歳までのひきこもりの推計数は 54.1 万人（平成 27 年度（2015 年度））、満 40 歳から満 64 歳までのひきこもりの推計数は 61.3 万人（平成 30 年度（2018 年度））と推計されています。

■実相談人数（令和元年度（2019 年度）支援事例）：年代別



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

⁵ 生活困窮者自立相談：生活困窮者が抱えている課題を踏まえ、自立生活に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

⁶ ひきこもり実態調査（内閣府）：平成 21、27 年度（2009、2015 年度）、は、満 15 歳から満 39 歳までの者（無作為 5,000 人）、平成 30 年度（2018 年度）は、満 40 歳から満 64 歳までの者（無作為 5,000 人）を対象にひきこもり調査を実施。

■ひきこもり者の推計数

○平成30年度調査結果（対象：満40歳から満64歳）

	該当人数（人）	有効回収数に占める割合（％）	全国の推計数（万人）	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出	19	0.58	24.8	準ひきこもり群 24.8万人
普段は家にいるが、近所にもコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4) 狭義のひきこもり群 36.5万人
自室から出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	
計	47	1.45	61.3	広義のひきこもり群 61.3万人

○平成27年度調査結果（対象：満15～満39歳）

	該当人数（人）	有効回収数に占める割合（％）	全国の推計数（万人）	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出	33	1.06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
普段は家にいるが、近所にもコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1) 狭義のひきこもり群 17.6万人
自室から出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	
計	49	1.57	54.1	広義のひきこもり群 54.1万人

（出典）内閣府「令和元年度（2019年度） 子供・若者白書」（概要版）

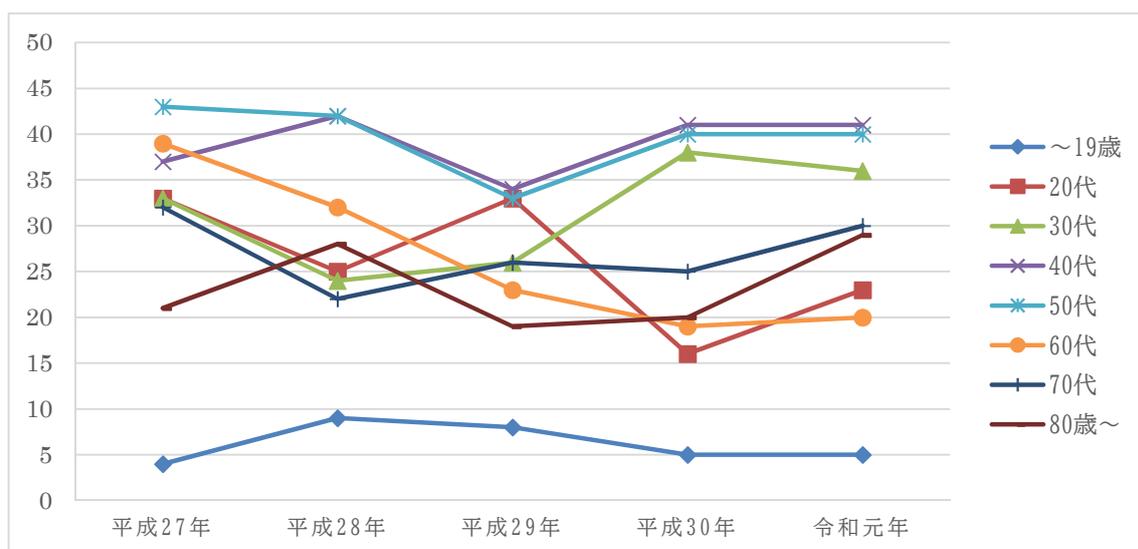
(3) 自殺者数

令和元年（2019年）の自殺者数は、224人でした。

また、年齢別に死因を見ると、15～39歳を5歳区切りでみたときのすべての年齢階層で自死が1位でした。

地域における自殺の基礎資料（確定値）（厚生労働省）では、コロナ禍において令和2年（2020年）の本県の自殺者の総数は前年に比べほぼ横ばいであったが、29歳以下の若者の自殺者の増加が顕著となっています。

■滋賀県年齢階級別自殺者数



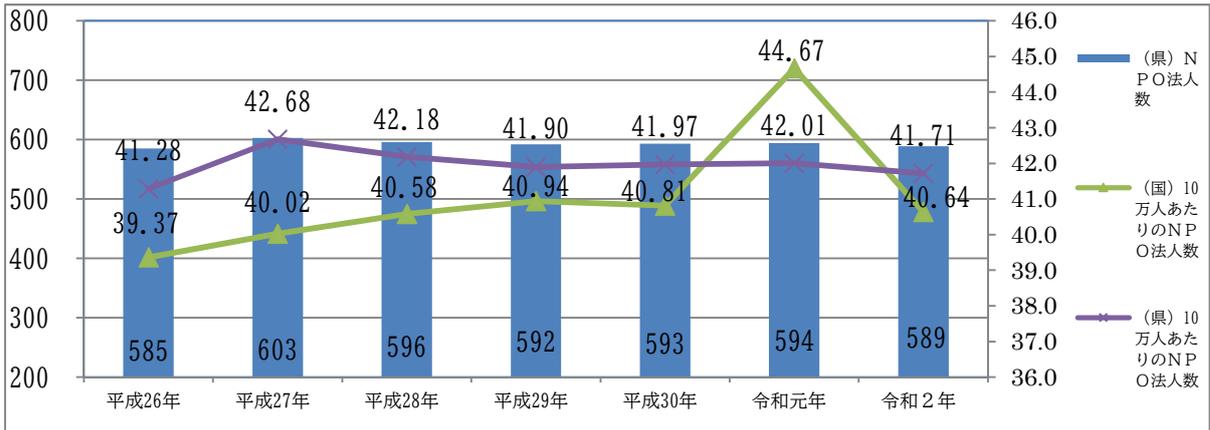
（出典）厚生労働省「人口動態統計」

7 NPO法人・ボランティア

(1) NPO法人

人口10万人あたりのNPO法人数は、令和2年度（2020年度）末において41.71法人で全国と比べても高い状況です。

■NPO法人数の推移

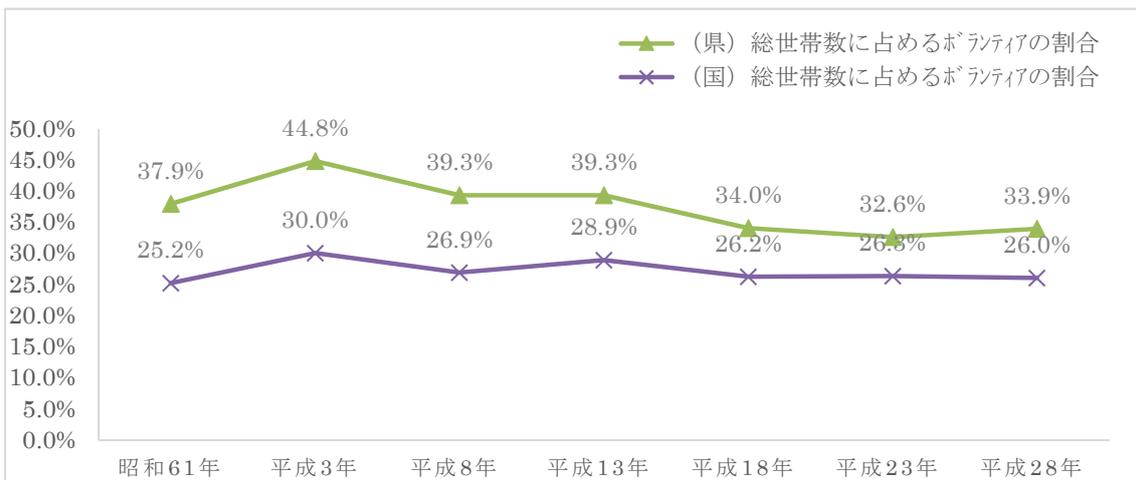


NPO法人：特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したNPO
 (注) 滋賀県総合政策部提供データより健康医療福祉部作成

(2) ボランティア

本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度（1991年度）をピークに減少傾向にあります。

■ボランティア参加率の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

8 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

令和2年度（2020年度）の県内公立小中学校・義務教育学校の福祉学習実施率は、小学校では90.8%、中学校では90.3%、義務教育学校では100%となっています。

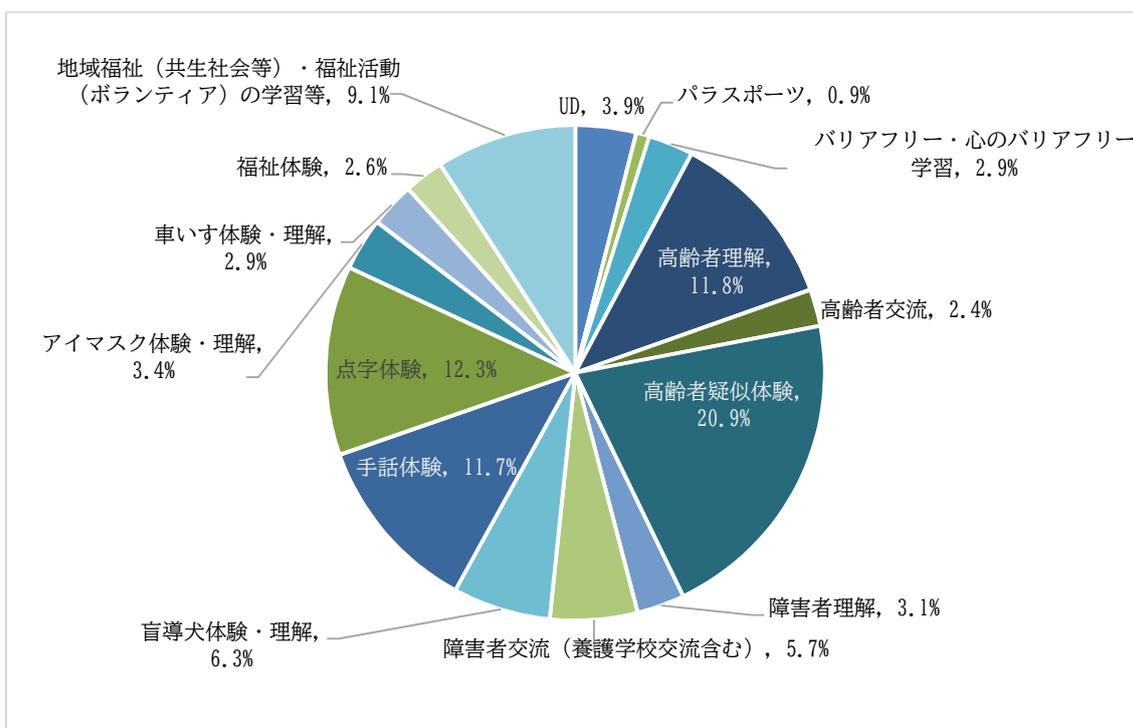
令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大により、障害者、高齢者交流等の福祉学習を中止した学校もあり、学習実施率は例年に比べ低くなりました。

また、学校での福祉学習は、「障害者理解」、「高齢者理解」等が中心となっています。

■令和2年度（2020年度） 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

	実施校数	実施率
小学校	198校/218校	90.8%
中学校	84校/93校	90.3%
義務教育学校	2校/2校	100%

■学習内容

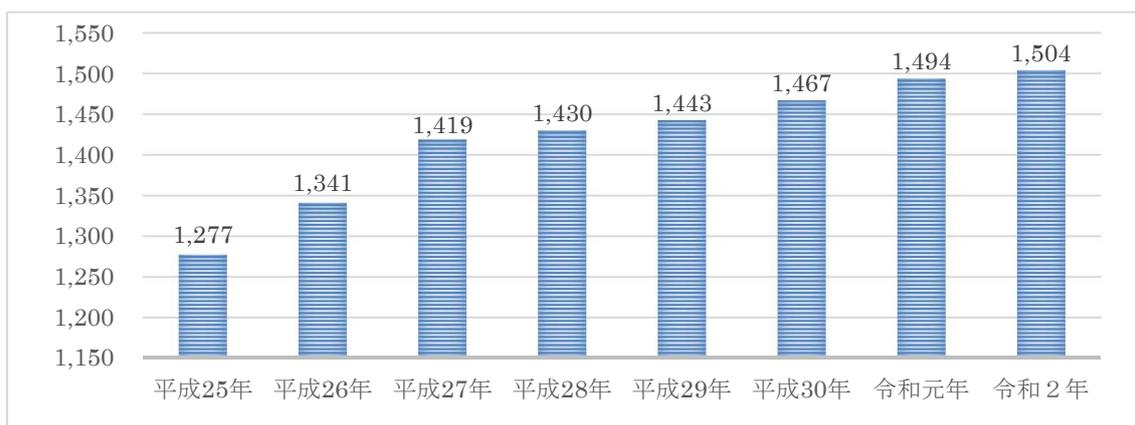


（注）健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ（令和3年（2021年）5月）

9 権利擁護の状況

判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、すべての市町社会福祉協議会で福祉サービスの利用の支援や日常生活上の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）が実施されています。年々利用者は伸び続けています。

■地域福祉権利擁護事業契約件数の推移

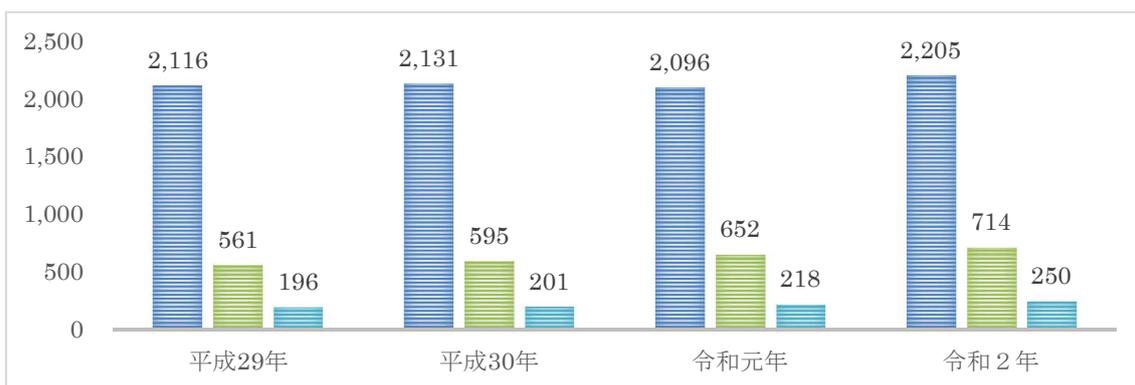


(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

10 成年後見制度利用者数

大津家庭裁判所が管理している成年後見制度利用者数は年々増加しています。

■成年後見制度（法定後見制度⁷）利用者



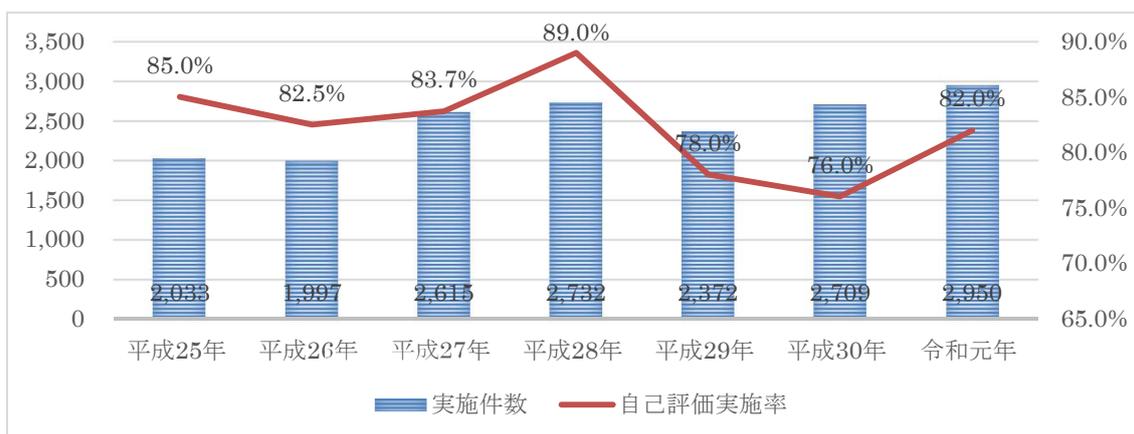
(注) 各年3月31日現在の法定後見制度利用者数
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

⁷ 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為等において本人を保護・支援。

1 1 サービス評価の状況

本県では、平成15年度（2003年度）から、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的に健康福祉サービス評価システムに基づいて、自己評価の実施を進めています。

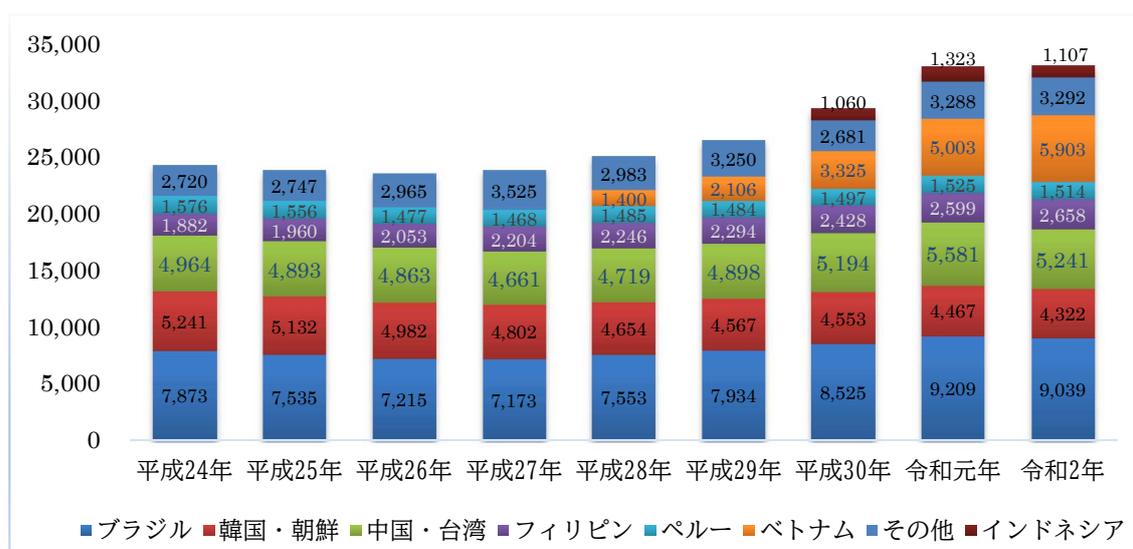
■健康福祉サービス自己評価実施状況



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 2 外国人人口の推移

滋賀県の外国人人口は、平成26年（2014年）以降増加傾向が続いており、令和2年（2020年）12月末時点で33,076人となりました。県全体の外国人人口の割合は2.33%で、県民のおよそ42人に1人が外国人です。国籍別では108の国・地域となりました。



(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 各年12月末現在

1.3 無戸籍者数

令和3年（2021年）3月10日現在、全国では871人、滋賀県には9人の無戸籍者がおられます。しかし、無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人数は更に多いとみられ、全国では1万人以上いると思われれます。



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ
※各年3月10日現在の人数

1 4 市町地域福祉計画の策定状況

市町名	現計画の策定年度	計画期間
大津市	平成 29 年度	5 年
彦根市	平成 29 年度	5 年
長浜市	平成 29 年度	5 年
近江八幡市	平成 29 年度	5 年
草津市	令和 3 年度	5 年
守山市	平成 28 年度	5 年
栗東市	平成 30 年度	5 年
甲賀市	平成 29 年度	12 年
野洲市	令和 3 年度	10 年
湖南市	平成 29 年度	5 年
高島市	平成 29 年度	5 年
東近江市	平成 29 年度	5 年
米原市	令和元年度	5 年
日野町	令和 2 年度	5 年
竜王町	平成 30 年度	5 年
愛荘町	令和 2 年度	5 年
豊郷町	令和元年度	5 年
甲良町	平成 30 年度	5 年
多賀町	令和元年度	5 年
策定済	19 市町	

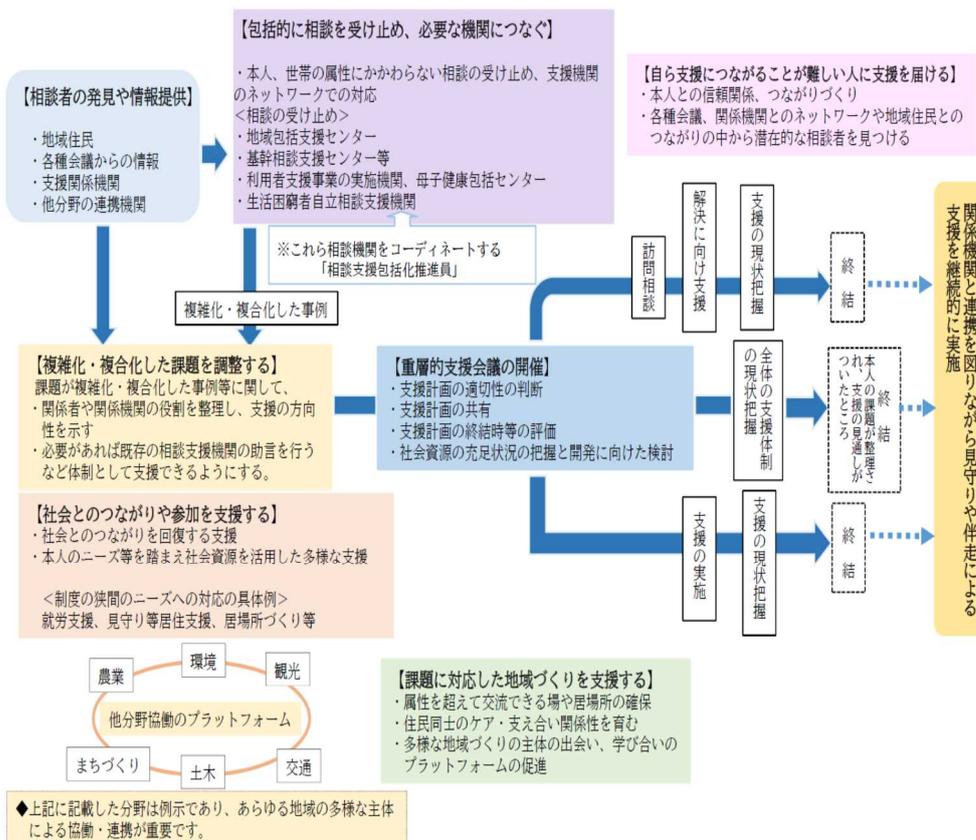
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 5 重層的支援体制整備事業

福祉分野ごとの相談支援体制の整備は進められてきましたが、複合・複雑的な課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では対応できない状況となっています。そのため、各分野の市町関係所属、相談支援機関等の連携が今まで以上に必要となっています。

そこで、国は、平成 29 年（2017 年）改正社会福祉法により、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。さらに令和 2 年（2020 年）改正社会福祉法では、市町村に既存の制度を活かしつつ、複合・複雑化した支援ニーズを属性や世代を問わず包括的に受け止める仕組みとして「相談支援（包括的な相談支援体制）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに規定されました。

■重層的支援体制整備事業イメージ図



(注) 厚生労働省 重層的支援体制整備事業資料をもとに作成

第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）

滋賀県の人口は、全国の状況に比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、平成 25 年（2013 年）をピークに、近年は人口減少に転じています。また、高齢者人口は団塊の世代の高齢化、平均寿命が延びたことなどから、増加し続けています。さらに合計特殊出生率は、平成 15 年（2003 年）を底に、一時改善傾向が見られましたが、令和元年度（2019 年度）の合計特殊出生率は 1.47 となり、平成 21 年（2009 年）の 1.44 以来 10 年ぶりに 1.5 を割り込みました。

少子高齢化・人口減少社会は、経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、生活の基盤としての地域社会の持続可能性を高める必要があります。

そのため、県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、世帯数の増減の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。

しかしながら、従来の制度別の支援では解決できない制度の狭間といわれる問題や複数分野にまたがる複合・複雑化する地域生活課題が明らかになってきました。

本県においても、高齢化、核家族化等により、単身世帯が増加傾向にあります。特に、単身高齢者世帯数が増加しており、社会関係、人間関係が希薄化し、孤立した一人暮らしに陥りやすい状況にあります。

8050 問題、ダブルケアなど複数の地域生活課題を持つ世帯、生活困窮、虐待、ひきこもりなど問題が顕在化しにくい地域生活課題を持つ世帯、家族や地域社会などうまくつながれず、社会的に排除されている世帯も含め、地域に暮らすだれもがその人の状況に合った支援が受けられることが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、医療施設の人的・物的な資源の逼迫、緊急事態宣言による自粛生活など、私達の生活に大きな影響を与えました。感染症そのものの脅威以外にも、経済的困窮世帯や児童虐待、DV の増加、感染者や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等様々な問題が顕在化しつつあります。

また、感染拡大で外出や人との接触を控えることが求められることにより、地域住民等による福祉協働やボランティア活動は休止や延期等活動自粛を余儀なくされ、高齢者、障害者等が自宅にこもりがちになるなど新たな地域生活課題が生まれています。

こうした中、ウィズコロナ、ポストコロナに対応した共生社会の実現のためには、地

域住民をはじめ、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、様々な推進員や支援員等⁸、社会福祉協議会、介護施設や保育所等を運営する社会福祉法人・NPO、各種福祉団体、さらには、協同組合や経済団体、企業、行政など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で取り組む必要があります。

戦後、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぐとともに、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を目指し、県民運動として推進していきます。

⁸ 推進員や支援員等…ひとり親家庭福祉推進員、母子・父子自立支援員、障害者相談員、地域支え合い推進員、戦没者遺族相談員等が、知事や市町長等から委嘱等を受けて、地域住民の日常の様々な相談を受ける。

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

2 基本方針

共生社会の実現に向けて、本計画が掲げる基本方針は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ

地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」
地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。

近年、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの福祉制度は充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。

今後、人口減少が避けられない中で、地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉を社会福祉施策の中心として位置付け、だれもが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

基本方針Ⅱ

支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築します。

複合・複雑化する地域生活課題の解決を図るためには、必要な専門的知識や社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域団体、企業、行政等あらゆる主体の参画と協働が必要です。

また、だれもが必要な福祉の制度やサービスを知り、適切な支援を受けることができる環境整備を進める必要があります。

そのためには、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の専門的知識や技能・技術が不可欠です。

また、社会福祉法人も、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な地域生活課題の解決を図るための実践者として重要な役割が期待されています。

行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていくことが必要です。

基本方針Ⅲ

教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、 「滋賀の福祉人」づくりの推進

地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる人材の育成を支援します。

地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあたり大変重要なことです。このため、専門的な知識・技能を持った人材の確保および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。

また、福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応し得る断らない、複合・複雑化する支援ニーズに気付き、対応できる福祉人材の育成も大切です。

また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。

第5章 今後取り組むべき重点事項

1 地域福祉をめぐる課題等

- ・ 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・ このため、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野別の既存の制度の枠にとらわれず、あらゆる地域生活課題に対応し得る断らない複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）の整備が求められています。
- ・ また、地域福祉を推進し、共生社会を実現するためには、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備を推進し、そのなかで中核的な役割を果たす福祉人材の育成が重要となります。

2 重点的に取り組む事項

地域福祉を取り巻く課題から、次の2つの事項について特に重点的に取り組みます。

（1）複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進

- ・ 高齢、障害、子ども等の各分野における個別計画と整合性を図り、支援課題を共有するなど、分野を横断した取組が図られるよう、県庁内の連携の強化を進めるとともに、市町における複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備に向けた取組を支援します。
- ・ 研修会や勉強会等を開催し、相談支援機関や市町社会福祉協議会等における取組や課題等について市町等と共有します。
- ・ また、地域住民が様々な機会を通じて多様な地域生活課題を自らの問題として捉え、ボランティア、NPO等地域のあらゆる主体と協働して、だれもが身近な地域の中で支え合い・助け合いながら暮らせる地域を目指します。

（2）福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人⁹」づくり

- ・ 本県の先人の理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術・技能等を習得し、複合・複雑化する地域生活課題に気づき、その解決に取り組む福祉職のロールモデル¹⁰となる人材の育成に滋賀県社会福祉協議会等関係機関と連携して取り組みます。

⁹ 滋賀の福祉人：支援者としての価値と倫理を土台に据え、日々の福祉実践の根拠として具現化しようとする人、具現化する人。

¹⁰ ロールモデル：職員が目指したいと思う規範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる存在。

第6章 取組の内容

I 地域住民の多様性が尊重され、 「つながり、支え合う」地域づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制） 整備の推進等

- 少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加を背景に、地域における人々の関係が希薄化しています。また、地域生活課題は複合・複雑化しており、従来の福祉分野ごとの施策や支援だけでは解決することが難しい状況となっています。
- 社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等の権利を守り、地域社会に統合・包摂していくことが不可欠です。
- 一人ひとりの状況、能力等に依りてだれもが社会的な役割や生きがいを持って自己実現できる地域づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、これまでの生活が大きく変化し、心身の不調を感じている人、仕事やお金の不安を抱える人等がより顕在化しています。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域住民、社会福祉協議会、NPO、企業、学校・学生等様々な主体が連携し、地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い・助け合い活動を推進することにより住民自治の促進を図る必要があります。
- 支援を必要としている人が普段から自らSOSを発信できる地域の雰囲気づくりや周囲がそれに応じて支援できる関係構築が大切です。
- 社会福祉法人は、「既存制度の対象とならない多様化・複雑化した福祉ニーズに対応する」という役割が社会福祉法において明確化され「地域福祉の実践者」として重要な役割が期待されています。
- 農業者と福祉事業者等が協働し、農業や農作物のもつ多面的機能を活用した農福連携に取り組むことで、各地域の課題解決を推進しています。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 現在の福祉学習をさらに幅広く児童福祉、生活困窮分野への理解に広げることも重要です。
- あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につながっていただけるよう、高齢者、障害者理解に加えて生活困窮、子育て支援を含めた学び合いの機会が必要です。

- 高齢者、障害者、妊婦、小さな子どもを連れた方をはじめ、だれもが街中で困っているときに、みんなが声をかけて助け合える地域づくりが大切です。
- 市町、社会福祉協議会、地域総合センター等と連携し、身近な地域における人権、福祉教育の充実が重要です。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- まちにおける移動や施設の利用、行政情報など様々な情報取得について、年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なデザインにするユニバーサルデザインを進めることがより一層求められています。

【施策の方向性】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等

- 既存の分野別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談・支援体制の構築と地域づくりを支援します。
- 地域住民、社会福祉法人、NPO等様々な主体が、それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら、自己実現を図り、活発な活動が展開されるよう支援します。
- 新型コロナウイルス感染症等流行下、感染防止を進め、地域での支え合い活動の実施のあり方を検討、啓発します。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 様々な主体の参画のもと、公私協働で取り組み、また、地域の活性化や豊かな地域づくりを進めます。
- 企業、地域団体、学校・学生等それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナー開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。
- 社会福祉法人の福祉サービスの提供を通じ、地域の福祉力の向上の推進を支援します。
- だれもが住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくりを進めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念や「障害の社会モデル」の考え方の普及を進めます。
- 一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともに生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- だれもがはじめてから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進めます。

【具体的施策】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等

① 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進

- ・地域住民や多様な主体が地域の様々な困りごとを自らの地域生活課題として捉え、地域の見守り、居場所づくりの支援等解決に向けた仕組みをつくり、だれもが地域の中でともに支え合い・助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮等の属性にかかわらず生きづらさを抱える本人および世帯等が相談でき、複合・複雑化する地域生活課題に対し必要な相談支援が実施できる包括的・重層的支援体制整備を支援します。
- ・全ての市町で、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備が推進されるよう、相談支援機関や市町社会福祉協議会等への実態調査を行い、課題、関わり方等について研修会、勉強会や情報共有等の場を提供するなど、市町の取組を支援します。
- ・複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進のため、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども等の福祉分野に限らず、教育、医療、労働、まちづくりなど関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。
- ・生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所はもとより民生委員・児童委員、介護支援専門員、障害者相談員、スクールソーシャルワーカー¹¹等様々な推進員や支援員等連携した相談支援体制が各市町において整備されるよう支援します。

② 新型コロナウイルス等感染症と地域づくり

- ・新型コロナウイルス感染者等に対する差別や誹謗・中傷などの人権侵害に対して、改めて、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に掲げる「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の理念等を周知するとともに、適時・適切に対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。
- ・情報が届きにくい人・世帯も含め、正確な情報を迅速かつ確実に提供できるよう目的に応じて新たな手段を活用しながらより効果的な広報を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行い、地域のつながりと支え合いの活動の実施や継続、つながりのための取組

¹¹ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

- ・電話やオンライン通信等 ICT を活用し、対面できない場合であっても、交流・つながりを可能とする環境づくりを支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症により、こころに悩みを抱えた感染者とその家族、医療従事者等に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。
- ・社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、妊産婦、外国にルーツを持つ人等への必要な情報提供等寄り添った支援を行います。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

① 参加・活動の場、居場所づくり

- ・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ・高齢者、障害者、子どもや外国にルーツを持つ人など地域の人たちの交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域住民や地域の団体を主体とした見守り、居場所づくりなどの支援活動を進めます。
- ・課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカー¹²を配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図ります。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校へスクールカウンセラー¹³を配置・派遣します。
- ・生活支援コーディネーターに加え、認知症地域支援推進員や在宅医療・介護連携コーディネーターなど、市町の地域づくりの取組を支える人材の育成や相互の連携を促進し、住民同士のつながりや支え合いの深化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で満足な生活を送り（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）、満ち足りた人生の最期を迎えること（QOD：クオリティ・オブ・デスもしくはダイイング）ができるよう、医療福祉の関係者、関係機関が連携し、高齢者やその家族が必要な支援を受けることができる体制が構築されているとともに地域住民や多様

¹² スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

¹³ スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

な主体による支え合い・助け合いができる地域の実現を進めます。

- ・地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である地域総合センターにおいては、第二種社会福祉事業として、生活上の各種相談事業や就労支援、教育支援、人権課題解決のための各種事業等が実施されており、その運営に対して支援します。

② 地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進

- ・日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業、学校・学生などの協働による地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。
- ・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各NPO等による移送サービスの推進や移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。
- ・障害者等の活躍の場の拡大を目指した農業と障害福祉の連携をはじめとして、子ども食堂等での子どもたちと農業者の交流、農福連携への意識醸成や連携促進に向けた情報発信の実施等、農業を一つのツールとした新たな農福連携の推進を図ります。
- ・レイカディア大学では、新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供することで、高齢者の社会参加を推進するとともに、地域づくりにおける担い手を養成します。
- ・NPO、企業、地域団体、学校・学生等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域生活課題の解決に向けた対話・協議を行います。
- ・企業と包括的連携協定¹⁴を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。

③ 民生委員・児童委員活動の環境整備

- ・民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て家庭への見守りや訪問、地域住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動、児童の健全育成や福祉活動を促進します。

¹⁴ 企業との包括的連携協定：民間企業と相互に高齢者、障害者、子育て等の支援、災害対策、防災、防犯、その他地域の活性化等に関して緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働の活動を推進するため、包括的連携協定を締結。

- ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの地域住民によるその幅広く、奥深い活動への協力が得られるよう、周知、啓発を進めます。

④ 活動資金の確保と有効活用

- ・地域住民が福祉活動を行うに当たり、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。
- ・赤い羽根共同募金運動の推進を支援し、地域における地域福祉の推進を図ります。

⑤ ボランティア活動の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等が実施されるよう支援します。
- ・ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、だれもが参画できるよう裾野の拡大を図ります。
- ・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

⑥ 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- ・社会福祉法人が日頃の活動などを通じて、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として市町、社会福祉協議会と連携・協働した取組の推進を支援します。
- ・県内の社会福祉法人が、優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応することで、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう支援します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及啓発

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・高齢者、障害者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切

に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

②インクルーシブ教育の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③生涯にわたる福祉教育の推進

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④多様性の尊重

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援を進めるなど市町との連携を強化します。

(4)ユニバーサルデザインの推進

①ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、だれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・公共施設や多くの人々が利用する施設について、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の普及啓発を図るとともに、施設管理者の理解と意識向上に努めます。また、滋賀県車いす使用者等用駐車場利

用証制度の普及を推進します。

② 情報アクセシビリティの向上促進

- ・ 県が情報提供する際には、字の大きさや配色、点字、多言語やふりがななどに配慮し、高齢者、障害者を含むだれもが利用しやすい情報保障を進めます。
- ・ 必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、多様なメディア媒体を活用し、情報が届きにくい人にも配慮しながら効果的な情報提供を進めます。

Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 近年、社会・経済状況の変化により、8050問題、ダブルケアといわれるような状況など、1つの世帯のなかで複数の問題が絡み合った、複合的・複雑な事案や「制度の狭間」のニーズへの対応が求められています。
- 高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者をはじめとして、だれもが何かで困ったときに、相談でき、助けてもらえる場所や人があり、助けてもらうことへの申し訳なさや後ろめたさ、ためらいや気後れを感じなくてもよい、安心して助けてもらえる社会づくりが求められています。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- 自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行時においても支援が必要な人に支援が円滑に届くよう、平常時から地域住民等が相互に連携し、対応できる体制を整えることが重要です。
- 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア、NPO、関係機関等が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要があります。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

- 災害時における高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、避難所での生活、介護支援等においてきめ細かな配慮が必要です。
- このため、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、避難所での安心した生活が確保されるよう、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制を整備することが必要です。

(4) 利用者の権利擁護

- 一人の人としての尊厳をだれもが尊重され、安心して生活することができ、社会に参加し、活動を行い、自己実現できる機会を保障する地域や社会をつくるのが地域福祉の課題の一つです。
- 単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予想されるなか、財産管理や日常生活にかかる契約等の行為といった成年後見人等が提供する支援は今後、さらに必要となってきます。

(5) 苦情解決の仕組み

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決は重要な課題となっています。
- 社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めることとされています。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- 社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されており、サービスの質の向上のため、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進める必要があります。

(7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- 福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会福祉法人等の地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、対応していくことが求められています。
- 一方で、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、単独で地域貢献のための取組の実施が困難な状況にあります。
- また、NPO、企業等の活動の活性化、こうした主体のネットワーク化を進め、地域力の向上を図ることも必要です。

(8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

- 児童養護施設等を退所した後の支援が少ない実情や、また、ひきこもりやヤングケアラーなど社会的、家庭的な事情により、生きづらさを抱える子ども・若者への支援が必要です。

【施策の方向性】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 必要な支援や福祉サービスにつながりにくくなっている人を早期に発見し、必要な支援や福祉サービスに結び付けていけるよう関係機関のネットワーク構築や地域住民の支え合いなどの仕組みづくりを進めます。
- 支援を必要としている本人や世帯などが抱える課題が深刻化し、解決が困難になる前に支援につながるができるよう、困った時の相談先や必要な支援等の周知、支援を受けることが迷惑、恥ずかしい等のためらいをなくすための啓発を図るなど、一人ひとりや世帯の受援力を高めるよう進めます。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、感染症と自然災害の複合災害に対する防災対策や仕組みづくり、地域づくりの支援を進めます。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

○要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者名簿の整備や災害時の個別避難計画の策定支援、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築等要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や環境整備を図ります。

(4) 利用者の権利擁護

○権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な周知、啓発を行うとともに、事業を実施する社会福祉協議会の運営を支援します。

(5) 苦情解決の仕組み

○福祉サービス利用者が苦情を申し出しやすく、苦情が迅速に解決されるよう支援します。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

○事業者に対し、第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果の福祉サービスへの反映を図ります。

(7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

○小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう支援します。

(8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

○社会的、家庭的な事情により生きづらさを抱える子ども・若者の生きる力を育み、支える地域支援の取組を検討します。

【具体的施策】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

次に示すような地域における様々な生きづらさに対し、県および市町、事業者等と連携しながら各取組の推進および支援を行います。

また、市町が取り組む地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備の支援をすることで、支援を必要とする方が必要な支援を利用できる環境づくりを推進します。

① 高齢者・認知症の人

ア 高齢者

- ・老人クラブなどの地域団体やNPO、企業など様々な主体が「つながる」という視点を持ち、連携・協働を進めるとともに、各主体が持つ特色を生かしあうことで、活発な活動が展開されるよう支援します。
- ・高齢者がそれぞれの状態に応じて必要な支援を受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実を支援します。
- ・また、高齢者の社会参加と介護予防を目的とした地域住民主体の通いの場づくりなどの取組を推進します。
- ・高齢者の暮らしの安全・安心を守るとともに移動しやすい社会基盤の整備を進めます。
- ・高齢者虐待防止に向けて、市町等関係機関と情報共有を行い、虐待につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。
- ・家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう、県労働広報紙を活用して、仕事と介護を両立するための制度や助成金等について、企業や県民に対して周知、啓発を行います。
- ・介護と育児に同時に直面したり（いわゆる「ダブルケア」、「トリプルケア」）、障害のある子どもと要介護の親の世話が重なったりするなど、分野をまたがって支援が必要な介護者などに対し適切に対応されるよう、関係者間の情報交換や連携を進めます。

イ 認知症の人

- ・認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにできるように若（性）・軽度認知症を含めた認知症の正しい知識と対応の普及啓発を認知症の人と家族とともに図ります。
- ・認知症の早期発見・早期対応と認知症の容態に応じた適時・適切かつ切れ目ない支援を提供するために、医療・福祉・介護などの関係機関・団体のそれぞれの認知症ケアの質の向上と情報共有や協働によって、多職種や地域の連携を強化します。
- ・認知症になっても、社会の一員として社会参加ができ、希望をもって日常生活が過ごせる地域づくりを目指し、地域住民の正しい認知症の理解と対応をベースとした支え合い活動を推進し、本人の重度化予防と家族や介護者等の負担軽減を図ります。

② 障害者

ア 障害者

- ・障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容の周知により、県民の障害者理解の推進を図ります。

- ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関と事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。
- ・在宅の障害者はもとより、障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、支えてくれる家族亡き後も障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成、確保）を進めます。
- ・保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用した相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有による障害分野と高齢分野の連携促進を図ります。
- ・市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・企業において障害者の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人、高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知、啓発を進めます。
- ・農業者と福祉事業所との農業作業委託等に係るマッチングへのサポートや、就労や体験の場を生み出すことにより、農業法人や農業分野における障害者等と地域社会のつながりづくりを進めます。
- ・介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。

イ 医療的ケア児・者、難病者

- ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンストップで相談支援ができるよう、体制の充実を図ります。
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児・者の支援体制の充実に努めます。
- ・在宅医療へ移行する医療的ケア児・者が増加しているため、小児在宅医療を担う人材が不可欠です。専門病院の医師等による集合研修や実地研修等を行い、人材育成および資質向上を図ります。
- ・難病医療連携協議会において、従事者の技術力向上を目指した研修会を実施するとともに、拠点病院や協力病院のネットワークを構築するなど、難病医療体制の充実を進めます。

③ 子ども・子育て世帯

ア 子ども・子育て世帯

- ・結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくれます。
- ・だれもが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりを進めます。
- ・社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、および企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、相談支援等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
- ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- ・子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・遊べる・学べる淡海子ども食堂の展開にあたり、農業者との連携や地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- ・コロナ禍を経験した子どもたちが、感染症を正しく理解し、生き生きと笑顔で過ごせるよう策定した新しい行動様式「すまいる・あくしょん」の普及啓発に努めます。

イ 社会的養護を要する子ども

- ・児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- ・医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図ります。
- ・育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられる体

制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの¹⁵実施を促進します。

- ・市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親等を積極的に活用できるよう支援します。
- ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、相談支援等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。（再掲）
- ・家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を関係者と連携しながら進めるとともに、里親養育包括支援（フォスターリング業務¹⁶）を実施し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。
- ・社会的養護のもとで暮らす子どもたちの職業観をはぐくむため、中高生が自ら希望する企業のもとで就労体験を行う「ハローわくわく仕事体験の場」などを推進します。
- ・子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。
- ・「滋賀ならではの地域養護」として、まずは児童養護施設退所者等の社会的養護のもとで育ちを経験した人を地域で支援する仕組みを構築します。
- ・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じて就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組みづくりを進めます。
- ・児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の支援に取り組みます。
- ・児童養護施設退所後のアフターケアについても、各施設の体制整備を行うとともに、連携支援コーディネーター¹⁷が、人間関係や就労継続に関して相談支援をするなど、他の支援機関と連携し、包括的な自立支援を進めます。

¹⁵ ショートステイ・トワイライトステイ：市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業。

¹⁶ 里親養育包括支援（フォスターリング業務）：里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、児童福祉法第11条第1項第2項に掲げる業務に相当する以下の業務。

- ・里親のリクルート及びアセスメント
- ・里親登録前後及び委託後の里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング
- ・子どもの里親委託中における里親養育への支援

¹⁷ 連携支援コーディネーター：子どもの自立支援の取組を推進するため、各児童養護施設、里親および関係機関をつなぐためのコーディネーターとする人。

④ 生活困窮者・世帯

ア 生活困窮者・世帯

- ・生活困窮者からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
- ・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。
- ・複合・複雑化する地域生活課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。（再掲）
- ・支援の必要な方を早期から把握し支援することができるように、市町、自立相談支援機関と連携し、制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域総合センターなどによる相談事業と連携を図っていきます。

イ 経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯

- ・貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
- ・ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、様々な悩みに対する情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。（再掲）

⑤ 食の確保に課題を抱える人・世帯

- ・貧困、災害等により、必要な食べ物を十分に入手することができない人・世帯へ地域等から寄せられた食料、未利用食品等を提供するための活動が円滑に行われるよう、事業者やフードバンク¹⁸活動団体、子ども食堂、地域住民、社会福祉協議会、市町など関係相互の連携強化を図ります。

¹⁸ フードバンク：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動およびその活動を行う団体のこと。

⑥ 住まいの確保に配慮が必要な人

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住まいを喪失またはその恐れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住まい確保のための支援を実施します。
- ・所得水準が低い高齢者世帯や高齢単身世帯、低額所得者、ひとり親世帯等の賃貸住宅の入居が確保されるよう、県営住宅の入居機会の拡大に努めます。
- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について検討を進めます。
- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者¹⁹が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット住宅）の登録促進を進めます。
- ・保証人や身元引受人、緊急時の連絡体制の確保等ができない高齢者、高齢障害者、低所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者へ必要な支援がとどくよう、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図ります。

⑦ 就労に向けた支援が必要な人

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・就労支援が必要な貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。
- ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、滋賀労働局と連携し、求職者に対し、相談コーナーとハローワークコーナーにおいて、個別相談から求人情報提供および職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。

¹⁹ 住居確保要支援者：「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者、LGDB・UIJ ターンによる転入者・妊婦・被災地からの避難者（発災後3年以内）

- ・外国にルーツを持つ県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国にルーツを持つ県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供を進めます。

⑧ ひきこもり状態にある人とその家族

- ・県立学校へ進学した児童生徒（入学予定者および中途退学者等を含む。）のうち、特別な支援を必要とする者が、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、情報共有等の仕組みを整えます。
- ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進を進めます。
- ・ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、ひきこもり支援センターに医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・不登校や様々な課題を抱える児童・生徒等の情報を教育機関等の関係機関で共有し、必要な支援につなげることで、ひきこもりの未然防止だけでなく、様々な生きづらさを抱えた子ども達一人ひとりに寄り添い方、対象の児童・生徒等の範囲や情報共有のあり方、その後の対応等について、効果的な支援の仕組みができるよう検討を進めます。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発を進めます。
- ・ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問などアウトリーチを促進していきます。
- ・ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている当事者や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。

⑨ 希死者、自殺未遂者とその家族

- ・自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特性に応じた具体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。

- ・自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町などとの連携に加え、今後、警察や消防との連携強化を図ります。
- ・こころに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる相談窓口を設け、孤立させない体制を作るとともに、これら相談窓口の周知を行います。

⑩ アルコール等依存者

- ・アルコール健康障害対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、アルコール健康障害対策の推進に取り組めます。
- ・薬物依存症・ギャンブル等依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点の機能強化を図ります。

⑪ 自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人

ア SOS が出せない人、孤立しがちな人

- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう普及啓発を進めます。
- ・子育て家庭、介護者等を感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。
- ・多頭飼育問題²⁰の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行えるよう動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進めます。
- ・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。（再掲）

イ ヤングケアラーとその家族

- ・各市町における包括的・重層的支援体制の整備への支援等を通じ、本人およびその

²⁰ 多頭飼育問題：飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えた際に、単に動物の健康状態のみならず、飼い主の生活環境や周辺環境の悪化を引き起こすこと。

多頭飼育の問題を引き起こす背景として、環境省調査では、健康上の問題や経済的な困窮等の困難を抱えている事例が多数報告されている。

世帯を支えられるよう努めます。

- ・教職員やスクールソーシャルワーカーに向けた研修会や、要保護児童対策連絡協議会の場を通じ、ヤングケアラーへの支援について周知し、福祉や教育などの関係者の更なる理解促進に努めます。
- ・職能団体と連携し、保健師や介護支援専門員の研修等の場を活用し、ヤングケアラーについて学ぶ機会を設けるなど、啓発・広報に取り組みます。

⑫ 矯正施設退所者等

- ・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援の実施により地域での自立した生活を支援します。
- ・滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。
- ・また、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、保釈後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。
- ・刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。
- ・犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司、更生保護女性会およびBBS会²¹などの関係機関との連携のもと推進します。

⑬ 戸籍のない人

- ・出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげるよう取り組みます。

⑭ 外国にルーツを持つ人・世帯、子どもたち

- ・外国にルーツを持つ県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供を進めます。

²¹ BBS会：Big Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

- ・外国にルーツを持つ県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者、関係団体、NPO等との連携を推進します。

⑮ 性的指向・性自認に関して配慮が必要な人

- ・性的指向・性自認に対する正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性自認に関して配慮が必要な児童生徒に対しては、学校におけるきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。
- ・リーフレットの配布や県のホームページ掲載を通じて、人権に関する相談窓口について広報します。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、複合災害に見舞われても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、身近な地域で日常生活が送れるよう、防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりを支援します。
- ・災害時における避難方法や避難所運営について県のホームページ等に掲載し、平時から災害時に一人ひとりが命を守り、感染拡大を防ぐ対策をとれるよう備えます。
- ・近年の災害においては、災害時要配慮者が避難生活の中で、生活機能の低下や介護度の重症化などの二次被害、ひいては災害関連死に至ることが課題の一つとなっていることから、避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（しがDWAT）の体制整備を進めます。
- ・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域での活動体制および資機材等災害ボランティア活動の環境整備を進めます。
- ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

① 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定

- ・避難行動要支援者となる高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人等の災害時の避難行動について実効性のある個別避難計画の策定支援および災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。

- ・どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し、円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。
- ・災害時に自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。

② 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施

- ・災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を越える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。
- ・市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設における避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されることにより、災害時の避難体制が確立されるとともに、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援します。

③ 避難所における福祉的配慮の推進

- ・避難所において、要配慮者や男女のニーズの違い、視点等に配慮し、だれもが安心して利用できる避難所の体制整備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
- ・高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

④ 福祉避難所の機能確保

- ・市町に対して福祉避難所の開設訓練等の実施を働きかけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取り組みます。

- ・要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進めます。

(4) 利用者の権利擁護

① 権利擁護の啓発・理解促進

- ・滋賀県権利擁護センター、滋賀県高齢者権利擁護支援センターや障害者 110 番、各福祉圏域に設置されている権利擁護サポートセンターなどが相互に連携し、権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、高齢者や障害者が、安心していきいきと地域生活が送れるよう権利を守ります。
- ・多機関の支援の手助けの 1 つの手段として、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、判断能力が不十分な人が発見され、必要な支援につながるよう活動を支援します。
- ・地域住民一人ひとりが、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親、外国にルーツを持つ人等に対する理解を深めるとともに人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるための啓発活動を展開するとともに、公民館、地域総合センター等における学習機会の充実に向けた取組を支援します。
- ・だれもが役割を持ち、活躍できる共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害者理解や心のバリアフリーの推進を図ります。

② 地域福祉権利擁護事業の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会および市町社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業を実施し、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう支援します。
- ・地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- ・また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。

③ 成年後見制度の利用促進

- ・地域の権利擁護支援体制のネットワークの構築を推進し、本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。
- ・地域の実情を踏まえ、成年後見制度の首長申立に関する研修の実施など取組の推進をします。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町が基本的な計画の策定や中

核機関の設置、運営等を行うことを支援します。

- ・裁判所や専門職団体などの関係機関と連携し、後見等の担い手の確保など、権利擁護推進に向けた広域的な支援を行います。

(5) 苦情解決の仕組み

① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう図ります。

② 適切な苦情解決の促進

- ・事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。苦情解決が円滑に図られるよう滋賀県社会福祉協議会との連携を進めます。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的な評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスの反映を図ります。
- ・第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実を進めます。
- ・事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載したり、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

② 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

③ 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

- ・医療・介護・健康分野等における ICT の活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよう、県立リハビリテーションセンターと関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。

- ・電話やICT を活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができるよう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのための取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

(7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- ・社会福祉法人が持つ専門性、設備、人的・物的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、地域の関係機関、団体等と連携し、様々な福祉サービスの提供をすることで地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上がはかれるよう支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等が連携し、それぞれの持つ特徴や強み、機能等を活かしながら、地域の課題解決に取り組む活動を支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。
(再掲)
- ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。(再掲)

(8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

- ・「滋賀ならではの地域養護」として、まずは児童養護施設退所者等の社会的養護のもとで育ちを経験した人を地域で支援する仕組みを構築します。(再掲)
- ・さらに社会的・家庭的な事情により生きづらさを抱える子ども・若者の生きる力を育み、支える地域支援の取組を検討します。

Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、

「滋賀の福祉人」づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

○地域住民等と協働し、地域の課題を把握し、その解決に向けた取組ができる人材の育成を図ることが必要です。

(2) 専門職の確保・育成・定着

○高齢化の対応や待機児童対策、障害者への取組の充実等、さらなる福祉ニーズの増加が見込まれる中、必要な人材確保に加え、職員の定着の推進も重要です。

○そのためには、社会福祉協議会等との連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験のある再就業の支援を行う必要があります。

○また、福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会の充実、福祉職場の処遇改善や職場環境改善等を支援し、職場への定着を図ることが必要です。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

○将来の福祉人材の確保を図るため、小・中・高等学校での福祉学習や福祉職場での体験学習などにより、福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、福祉職場への就業に繋げていく必要があります。

○地域住民が見守り活動等の必要性に気付いたり、具体的な活動につなげていけるような学び合いの機会（福祉学習）が必要となります。（再掲）

【施策の方向性】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

○複合的・複雑な事案に対応ができる人材、他の職員のロールモデルとなるような人材の育成を進めます。

(2) 専門職の確保・育成・定着

○様々な専門的知識、経験、技能をもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保を進めます。

○福祉の職場の処遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を進めます。

○福祉関係者が幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、資質の向上に努めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

○福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及を進めます。

○一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

【具体的施策】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。
- ・福祉の現場で働く方が、「アイデンティティ」と「ビジョン」をもってそれぞれの仕事に向き合い、本県の先人の理念と実践を学びつつ、必要な知識・技術・モラルの基本を習得することで「滋賀の福祉人」として活躍できるよう、滋賀県社会福祉協議会が設置する社会福祉研修センター等と連携して、人材の育成に取り組みます。
- ・滋賀県社会福祉協議会で開学が予定されている「縁アカデミー」を修了された方が、在籍する福祉事業所等において、そのロールモデルとしての学びを活かした実践がなされ、全事業所等に広がっていくような仕組みづくりを検討します。

(2) 専門職の確保・育成・定着

① 若者の進路選択支援

- ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアや SNS などを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。
- ・介護福祉士や保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸与する介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付制度により福祉分野の資格の新規取得者を確保します。
- ・令和3年度（2021年度）からの中学校の新学習指導要領全面実施にあたって、事業者団体や介護施設などの協力も得ながら、生徒に対して介護体験の機会を設けるなど、早くから介護に対する正しい理解と関心を高める取組を推進します。

② 多様な人材の参入促進

- ・広く県民に対し福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、資格をもちながら勤務していない潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
- ・高齢者、障害者、外国にルーツを持つ人等多様な人材の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構など関係機関と連携しながら情報収集し、広報・啓発を進めます。
- ・介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関と一層の連携強化を図り、きめ細やかな職業紹介を行います。
- ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高めることで、人材の確保につなげます。

③ 福祉職場への定着促進

- ・福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備などによる処遇改善、ハラスメントや暴力行為への対策等を含む職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
- ・新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりや相談窓口を設けることで新人職員の定着を促進します。
- ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

④ 職場環境の改善

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登録し、その取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備を促進します。
- ・管理的職業従事者や政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な意見が反映され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、だれもが活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ハラスメントや暴力行為への対策マニュアルの普及や研修等を実施することで、職員の定着を支援します。
- ・最新のロボット技術やICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。

⑤ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・福祉人材の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮分野の連携のため、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職合同による研修等を実施します。
- ・保育従事者の保育士資格取得に対する支援や、若手保育士への研修の充実、認可外保育施設のICT化および感染症対策の推進などにより、安全・安心な保育環境づくりを進め、保育の質の向上にも取り組みます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

① ノーマライゼーション理念の普及啓発（再掲）

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県

民一人ひとりの行動につなげます。

- ・高齢者、障害者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保を進めます。

② インクルーシブ教育の推進（再掲）

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進（再掲）

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自ら SOS を発信できる地域づくりや周囲がそれに応じて支援できる関係が構築されるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④ 多様性の尊重（再掲）

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合いだれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法、滋賀県人権尊重の社会づくり条例や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容について周知することにより、県民の人権意識の向上や心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援を進めるなど市町との連携を強化します。

第7章 計画に係る指標

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進

本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、県内すべての市町において重層的支援体制整備事業が実施されることや地域の活動拠点の設置の推進を目標とします。

このため、市町に対して地域福祉に関する情報提供や意見交換、地域福祉の推進に資するセミナー等を開催することにより、市町の重層的支援体制整備事業実施に対する支援を行います。

⇒県内市町における重層的支援体制整備事業実施・総合相談窓口設置数

(2) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

本県の先人の理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術・技能等を習得し、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる福祉職のロールモデルとなる人材を育成することで、福祉職の資質の向上を図ることに取り組みます。

高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。

⇒複合・複雑化する地域生活課題に気づき、対応できる福祉人材の育成

第8章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について、滋賀県社会福祉審議会等の意見を聴き、定期的に点検しながら評価を行います。

また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

参 考 資 料

目 次

1 審議経過	68
2 諮問文・答申文	69
3 滋賀県社会福祉審議会名簿	71
4 滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会名簿	72

1 審議経過

滋賀県社会福祉審議会において、令和2年2月から次期滋賀県地域福祉支援計画の策定に向けて審議をはじめ、同年8月には、知事から委員長に対し、計画の策定について諮問しました。

その後、審議会の下に設置する総合企画専門分科会において、県内で地域福祉に関わる様々な取組を行っている団体の関係者、市町等から活動内容や課題等について伺いながら、集中的に議論を行いました。

そして、令和3年5月に審議会において計画案がとりまとめられ、委員長から知事に対し、計画案が答申されました。

(敬称略)

開催年月日		審議等内容
R2.2.13	R1 第1回審議会	滋賀県地域福祉支援計画の策定について
R2.8.3	R2 第1回審議会	滋賀県地域福祉支援計画の策定について (諮問)
R2.8.19	R2 第1回分科会	・専門分科会長の選出について ・次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべき考えられる事項について
R2.9.30	R2 第2回分科会	・市町地域福祉計画、市町社会福祉協議会活動計画について ・基本理念、基本目標について
R2.10.20	R2 第3回分科会	・社会福祉法人の活動について(事例発表) ・次期滋賀県地域福祉支援計画の基本理念・基本方針・取組の方向性について
R2.11.20	R2 第4回分科会	・コロナ禍における活動に関するアンケートについて ・次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について
R2.12.23	R2 第5回分科会	次期「滋賀県地域福祉支援計画」素案について
R3.1.22	R2 第6回分科会	次期「滋賀県地域福祉支援計画」について
R3.5.17	R3 第1回審議会	滋賀県地域福祉支援計画の答申案について (答申)

2 諮問文・答申文

滋 健 福 政 第 9 5 2 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 3 日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 渡邊 光春 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県地域福祉支援計画の策定について (諮問)

本県では、社会福祉法第 108 条に基づき、県内の市町地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項について、平成 28 年 3 月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を 5 年間として地域福祉の支援に取り組んでいるところです。

人口減少や高齢化、国際化、価値観の多様化など急速に進む社会情勢の変化の中、誰もが安全に安心して暮らせる、県民一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀を実現するためには、社会福祉法の一部改正などに的確に対応し、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

つきましては、本県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向を定め、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とする新たな地域福祉支援計画を策定するにあたり、社会福祉法第 7 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

滋 社 審 第 1 3 号
令和3年(2021年)5月17日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県社会福祉審議会
委員長 渡邊 光春

滋賀県地域福祉支援計画の策定について（答申）

令和2年(2021年)8月3日付け滋健福政第952号で諮問されたこのことについて、審議の結果を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

つきましては、滋賀県地域福祉支援計画の策定にあたり、この答申をできる限り反映し、本県の地域福祉の推進に向けて、総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

3 滋賀県社会福祉審議会名簿

(五十音順・敬称略・令和3年8月10日現在)

委員名	役職名
安部 侃	滋賀県青少年育成県民会議 副会長
池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事
伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長
○上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授
大槻 敏明	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事
越智 眞一	一般社団法人滋賀県医師会 会長
尾崎 美登里	滋賀県老人福祉施設協議会 理事
北居 理恵	特定非営利活動法人 Take-Liason 副理事長
来見 良誠	一般社団法人滋賀県病院協会 副会長
郷野 智恵子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 理事
駒井 千代	県議会厚生・産業常任委員会副委員長
※阪本 重光	公益財団法人滋賀県人権センター 理事
※崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐藤 誠	一般社団法人滋賀県歯科医師会 副会長
周防 清二	県議会厚生・産業常任委員会委員長
高田 佐介	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 会長
谷口 瑞石	一般社団法人滋賀県保育協議会 常務理事
※津田 洋子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
中島 みどり	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
橋川 渉	滋賀県市長会（草津市長）
長谷川 綱雄	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長
林 淳子	公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部 世話人
宮川 富子	滋賀県中小企業団体中央会 副会長
◎渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長

◎委員長、○総合企画専門分科会長、※総合企画専門分科会委員

任期：令和2年7月11日から令和5年7月10日まで

4 滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会名簿

(五十音順・敬称略・令和2年7月11日現在)

委員名	役職名
○上野谷 加代子	同志社大学名誉教授
金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 理事長
岸本 正俊	草津市役所健康福祉政策課長
阪本 重光	公益財団法人滋賀県人権センター 理事
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
谷 仙一郎	特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長
谷口 郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 事務局長
津田 洋子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
森 恵生	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域福祉課長
森 ちあき	豊郷町役場 保健福祉課長
山口 浩次	社会福祉法人大津市社会福祉協議会 事務局次長
山田 容	龍谷大学社会学部 教授
幸重 忠孝	こどもソーシャルワークセンター 理事長

任期：令和2年7月11日から令和5年7月10日まで

○：総合企画専門分科会長

用語の解説

あ

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に援助を求めてこない人に対して、積極的に働きかけて支援を実現させる活動。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組み。

運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第83条に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋を行う。

NPO (Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

か

介護支援専門員

介護保険法等に規定される専門職で、一般にケアマネジャーと呼ばれている。要支援者・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡・調整を行う。

介護福祉士

介護専門職の国家資格であり、日常生活を営むのに支障がある人の介護を行うとともに、本人および介護者に対して介護に関する指導を行う者。

介護福祉士修学資金等貸付制度

介護福祉士の資格取得を目指す人に対する修学資金貸付や新たに介護分野で働こうとする人に対する就職準備金貸付などの総称。介護福祉士修学資金貸付、福祉系高校修学資金貸付、介護福祉士実務者研修受講資金貸付、介護分野就職支援金貸付、障害福祉分野就職支援金貸付、介護人材再就職準備金貸付があり、それぞれ条件を満たせば貸付金の返金が免除される。

居住支援法人

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

キャリアパス

目指す職位・職責、職務等に到達するための経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などを段階的に設定すること

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院。

共同募金運動

募金活動の1つで、募金運動で集まった寄付は、高齢者、障害者等を支援する福祉活動や、災害時支援に用いられる。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

子ども食堂

子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

子どもの貧困率

OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合。

個別避難計画

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、市町村またはコーディネーターが中心となって、支援者および災害時要配慮者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について策定する個別計画。



災害ボランティア

災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を登録し、迅速かつ円滑なボランティア活動につなげることを目的として、滋賀県社会福祉協議会が設置する人材バンク。

災害ボランティアコーディネーター

災害時に、被災地において開設される「災害ボランティアセンター」の立ち上げや運営・連絡調整など、センターの中核的な役割を担う者。

滋賀県介護・福祉人材センター

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する啓発、研修、人材の登録、斡旋および社会福祉事業経営者に対する相談等を行う機関。

滋賀県健康福祉サービス評価システム

健康福祉サービスの質の向上と、県民・利用者によるサービス選択を可能とするため、サービス評価基準の設定や、事業者・利用者・第三者評価機関による評価の実施、評価情報の提供などを行う仕組み。

滋賀県社会福祉審議会

社会福祉法第7条に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために設置された県の附属機関。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

重層的支援体制整備事業

複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

障害者相談員

障害者の福祉の増進を図るべく、障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

障害者手帳

一定の障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。障害の種類に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。

障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを意味

する。

生活困窮者自立支援制度

生活に様々な困りごとや不安を抱えている人に、就職、住まい、家計に関する様々な相談に応じ、寄り添いながら安定した生活に向けた支援を行う制度。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を有する者。

成年後見制度

自ら意思決定をすることに困難を抱える者（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人等）を保護するための制度。平成11年12月の民法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。

潜在的有資格者

介護福祉士等の資格を有しながら、介護・福祉サービスに就業していない者。

専門職

社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等のこと。

相対的貧困

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。

相談支援包括化推進員

重層的支援体制整備事業において、相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施する者。

た

単身世帯

一人で1戸を構えて暮らしている人、間借りして一人で暮らしている人、寮・寄宿舍、下宿屋に住んでいる単身者一人一人をいう。

地域総合センター

福祉の向上や、人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンター。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症、知的障害、精神障害等のため判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の生活状況や希望する援助内容を確認して実施主体が策定する「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い等を実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

地域福祉コーディネーター

地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）につなぐ役割をもち、地域生活を支えるネットワークの中心となる者。

地域包括支援センター

地域ケア会議の実施をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成18年（2006年）の介護保険法改正により設置された。

DV (Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど密接な関係にある人から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

DWAT

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化、災害関連死など二次被害防止のため、一般避難所等で高齢者や障害者、子ども等災害時要配慮者に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職※で構成するチーム。

※福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

特別支援学校

児童生徒等の障害の重複化や、重度化に伴って複数の障害種に対応した教育ができるようにするため、学校教育法の改正（H19.4 施行）により、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化された。

なお、対象とする障害種別は、従来の盲・聾・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む））である。

な

入所施設

心身の障害や経済的理由などによって居宅で自立生活を送れない人に対して、介護や養護、食事、入浴などのサービスを提供する施設。

認知症有病率

一時点における患者数の単位人口に対する割合。

ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者等社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

は

バリアフリー

高齢者や障害者等が生活をしていく上で、生活の支障となる物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障害（バリア）となっていることを取り除くこと。

8050問題

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題。80代の親と50代の子の親子関係での問題であることが

多く、象徴的に「8050」（はちまるごうまる）と言われる。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどめり続けている状態。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な人。

避難行動要支援者名簿

地域防災計画を定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

複合・複雑化した地域生活課題

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」した生活課題。

複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）

従来の福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、地域住民の複合、複雑化した支援ニーズ対応する属性・世代を問わない包括的な支援体制。

福祉サービス

社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービス一般をいう。

福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、特別な配慮がされた避難所。自治体との協定により社会福祉施設が指定されていることが多い。

ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の増進のために、常に住民の立場に立って、援助を必要とする人に対し、相談・援助活動を行っている。民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、地域の子どもや妊産婦、母子家庭等の福祉の増進、保健・福祉のために必要な相談・援助も行っている。さらに一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、性的指向・性自認に関して配慮が必要となる方、その他の防災施策において特に配慮を要する方。